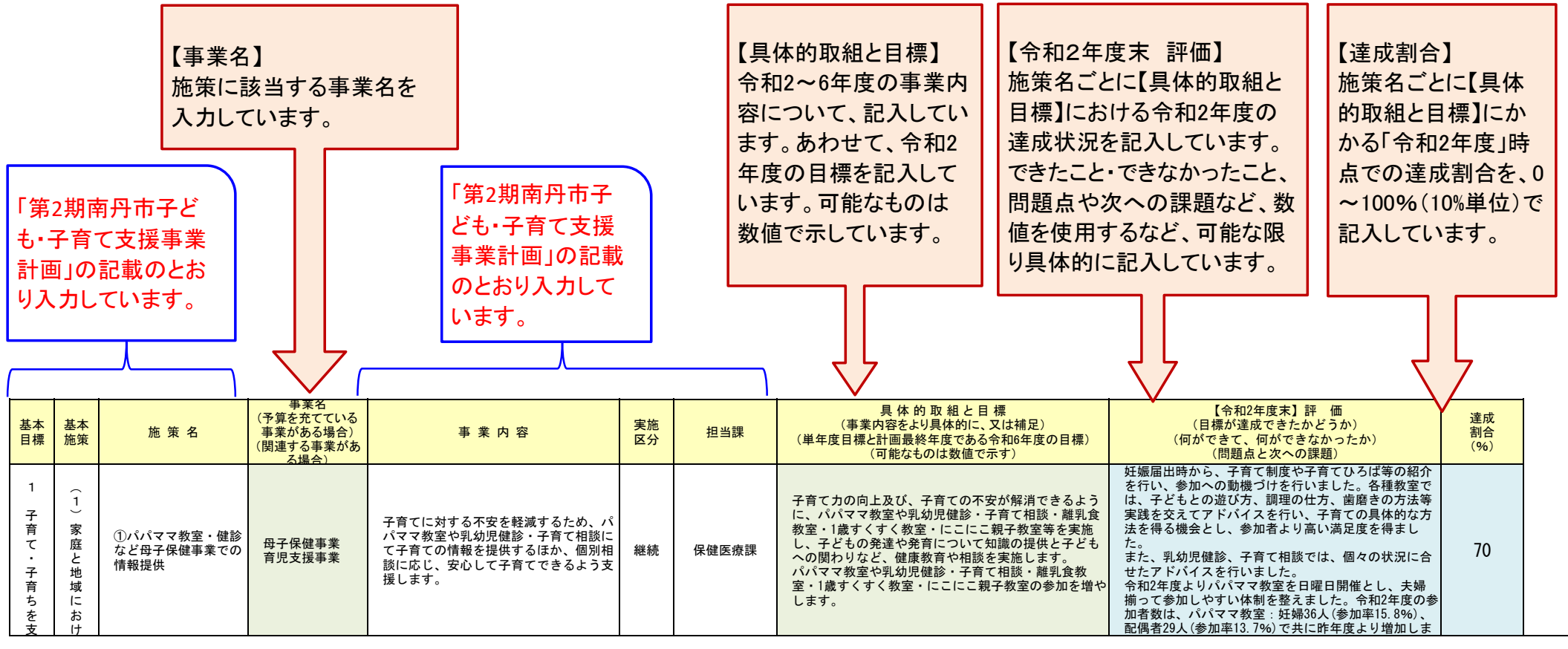


◆ 第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票（令和2年度実績）について

資料1-2



計画の「評価」については文書（記述式）で示していますが、その文書を確認する（読む）にあたって、目安（出来た、できていないが一目でわかるもの）が必要との意見から、「達成度」としてA（年度目標を達成した）・B（年度目標を達成していないが、目標に対しての推進が認められた）・C（年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められなかった）を付していました。昨年度の会議では、A・B・Cの目安について、Bが示す範囲が広く、細分化が必要では等のご意見がありました。このことから、今回は各担当課に0～100%（10%単位）での達成割合を示すよう求めました。

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭と地域における子育て力の向上	①パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供	母子保健事業 育児支援事業	子育てに対する不安を軽減するため、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談にて子育ての情報を提供するほか、個別相談に応じ、安心して子育てできるよう支援します。	継続	保健医療課	子育て力の向上及び、子育ての不安が解消できるように、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・にこにこ親子教室等を実施し、子どもの発達や発育について知識の提供と子どもへの関わりなど、健康教育や相談を実施します。パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・にこにこ親子教室の参加を増やします。	妊娠届出時から、子育て制度や子育てひろば等の紹介を行い、参加への動機づけを行いました。各種教室では、子どもとの遊び方、調理の仕方、歯磨きの方法等実践を交えてアドバイスを行い、子育ての具体的な方法を得る機会とし、参加者より高い満足度を得ました。 また、乳幼児健診、子育て相談では、個々の状況に合わせたアドバイスを行いました。 令和2年度よりパパママ教室を日曜日開催とし、夫婦揃って参加しやすい体制を整えました。令和2年度の参加者数は、パパママ教室：妊婦36人(参加率15.8%)、配偶者29人(参加率13.7%)で共に昨年度より増加しました。 乳幼児健診869人、子育て相談260人、離乳食教室36人、1歳すくすく教室21人、にこにこ親子教室262人でした。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、離乳食教室は一部中止・人数限定にて実施、子育て相談は一部中止・個別予約制にて実施したことから、例年に比較して参加人数は大幅に減少しました。	70
		②家庭教育力、家庭養育力の向上	(子育て支援課) 子育てすこやかセンター 管理運営事業	家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。子育てすこやかセンター事業として、平日が仕事の父親にも参加しやすい「日曜講座」を実施し、家庭の養育力の向上を図ります。	継続	社会教育課 子育て支援課	(社会教育課) 家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。 (子育て支援課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」を月1回開催するとともに、内2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画します。	(社会教育課) 家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止もありましたが、 3幼小学校で4講座(園部幼稚園1、八木中央幼児学園2、殿田小学校1)実施しました。 (子育て支援課) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる4~5月の緊急事態宣言により、一部事業を中止しましたが、おおむね計画通り「子育て講座」を開講しました。2月に日曜講座を開催し、10組37人(うち父親参加5人)の参加がありました。	60 80
		<p>【参考：民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体、ボランティア団体においても、子育て中の親子が集える居場所づくりを行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ：市からの委託により毎週5回ほこぼこらぶ八木ひろばを開設、また出張広場として毎週1回ほこぼこらぶ日吉、美山、園部広場を開設。 ・みやま子育てパートナーズよっといで：毎月1回よっといでひろばを美山町内で開設。 ・すくすくやぎっこ：毎週2回、ミニすくとして南丹市役所八木支所子育て支援ルーム(令和元年7月以降は八木公民館和室)を借り、親子が集える場所を提供。 ・ママハウス：毎月1回、親子で集える居場所を日吉町内で開設。 ・ぶちサロン：不定期で親子で集える居場所を美山町内で開設。</p>							

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭と地域における子育て力の向上	③ 育児支援に係る講座等の実施	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・ほめ方ワーク事業 (子育て支援課) にこにこ育児推進事業	子どもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、講座等を開催します。 例えば就学前や発達支援が必要な子の親を対象にペアレントトレーニングを実施します。子どもが泣くことへの理解と対処の方法、正しい抱っこの仕方などの手法を学ぶ機会や、子どもとのふれあいの大切さを感じることでできる親子のコミュニケーションの機会等を提供します。 また、子育てすこやかセンター事業として、子育て講座を開催します。	継続	社会福祉課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者に、ペアレントトレーニングの手法を用い、のびのび教室を2クールとフォロー会を開講します。参加前後のアンケートにより、振り返りも行っています。 子どもとの関わりに不安やりにくさを抱えて悩む保護者が、具体的な対処方法を学び実践することを目的に実施します。 (子育て支援課) ペアレントトレーニングの手法を用い、特に幼児の保護者を対象にほめ方講座を開講します。府のペアレントトレーニング養成講座を受講した支援員を講師とします。また、乳幼児の親を対象とし、救急医療の受診等について学ぶ「医療のかかり方講座」を開講し、地元医師に講師を依頼します。 子育てすこやかセンターでは、子育て講座として、毎月各種講座を開催します。	(社会福祉課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる4~5月の緊急事態宣言により、開催時期を延期しながらも、のびのび教室2クール、フォロー会を1回実施しました。(参加者：実人数4人・延べ人数21人)子どもとの関わり方を学ぶことにより、子育てを振り返り、アンケート結果からも「ほめる意識が高まった」等、保護者が肯定感のある育児を行うための支援ができました。令和3年度以降も継続して事業を実施します。 (子育て支援課) 「ほめてハッピー☆smile講座」を令和2年9・10月で全4回で開催。(参加者：6人)11月にはフォローアップ講座を実施しました。また、「医療のかかり方講座」では、高屋こども診療所の高屋医師を講師に招き、平日1回・休日2回開講しました。(参加者：11組14名)いずれも受講者を少人数にすることで、講師とじっくり関わることができることから、令和3年度も継続していきます。 あわせて、子育てすこやかセンターでは、一部休止もありましたが、乳幼児とその保護者を主な対象とした子育て講座を毎月各種開催しました。	100
		④ 子育て広場事業の充実	子育てすこやかセンター管理運営事業	就園前の乳幼児の親子を対象として、絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育みます。 また、育児相談、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師等を迎え、育児についての不安軽減、解消を図ります。	継続	子育て支援課	利用者が温かく迎え入れられ、利用者にとって快適な居場所となるような居場所づくりや、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 読書ボランティアによる「お話し会」や、保健師・栄養士が講師の「子育て講座」「子育て広場0歳～」、助産師による「ベビーマッサージ」等の講座を定期的で開催します。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる4~5月の緊急事態宣言により、一部休止の事業もありましたが、おおむね計画どおりの講座実施ができました。子育てすこやかセンターでは利用者数は前年度に比べ減少していますが、利用者を温かく迎え入れ、子どもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 年間来所者数 延べ3,852人	90
		⑤ 乳幼児と地域の子どもたちとのふれあいの推進	子育てつどいの広場事業	小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、小・中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いを知る機会を設けます。 小・中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見通すことのできる機会とします。	新規	子育て支援課	委託の子育てひろばにおいて、令和元年度から中学校でのひろば開設を行い、小・中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けています。小・中学校と調整しながら、ひろば開設の小・中学校を増やしていきます。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、美山中学校でのひろばを休止しました。令和3年度以降は、感染拡大の状況等を確認しながら開設を検討します。	0
		【参考：民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体、ボランティア団体においても、子育て中の親子が集える居場所づくりを行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ：市からの委託により毎週5回ほこぼこらぶ八木ひろばを開設、また出張広場として毎週1回ほこぼこらぶ日吉、美山、園部広場を開設。 ・みやま子育てパートナーズよっといで：毎月1回よっといでひろばを美山町内で開設。 ・すくすくやぎっこ：毎週2回、ミニすくとして南丹市役所八木支所子育て支援ルーム(令和元年7月以降は八木公民館和室)を借り、親子が集える場所を提供。 ・ママハウス：毎月1回、親子で集える居場所を日吉町内で開設。 ・ぶちサロン：不定期で親子で集える居場所を美山町内で開設。							
⑥ 子育てに関するNPO法人、ボランティア、サークルとの連携	つどいの広場事業 利用者支援事業 産前・産後サポート事業	地域の人材を活かした子育て支援をめざして、子育て支援に関するNPO法人と連携し、課題解決に向けた取り組みを協働で進めます。 また、子育てに関するボランティアやサークルグループに対し、情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 さらに、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。	継続	子育て支援課	子育て支援を主たる活動目的とする市内NPO法人はグローアップのみです。グローアップには「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を委託し、南丹市の子育て支援を担ってもらっています。 また、子育てに関するボランティアやサークルグループの活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行い、適宜市職員が行事に参加し、協力します。各団体と情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 子育てに関する市内各団体等で集まる南丹市子育てサークル意見交流会を開催し、交流を深めます。	NPO法人グローアップへ委託し、「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を実施しました。 各団体等の活動等については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかり、行事などが休止となりました。 子育て支援に関する市内団体交流会については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、交流会が開催できませんでした。次年度以降は、感染拡大の状況等を確認しながら開催を検討します。	70		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	①時間外保育事業(延長保育事業)	公立保育所運営事業	早朝と夕方の延長保育を実施しています。今後も継続して実施することとし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応します。	継続	子育て支援課	保育標準時間(8時~19時):7時30分~8時 保育短時間(8時30分~16時30分):7時30分~8時30分 16時30分~19時 これまでと同様に1回200円の利用料で継続しています。	令和元年度は月平均77人の利用に対し、令和2年度は月平均87人となり、利用者は増加しています。	100
		②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業	市内7か所(園部2、八木2、日吉2、美山1)で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図っています。 低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する体制確保等の環境整備をめざし、既存施設の利活用や学校近辺での新設等、学校や関係機関との連携・調整などにより、引き続き実施体制の強化を図ります。	継続	社会教育課	平成30年度から全学年を対象に受け入れを実施しています。 既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図り、八木地域で令和2年度に、園部地域では令和3年度に学校内に新施設の整備を行います。また、令和4年度には八木地域で、学校隣接地に新施設の整備を行います。認定資格研修への受講については、受講資格があるものは、順次受講しています。	全学年を対象に受け入れを実施し、開設しました。令和2年度に整備を計画していた八木地域の新施設については無事整備が完了し、11月16日より利用を開始しました。退職もあり認定研修を受講した支援員は32人となっていますが、認定研修受講資格のある者は全員受講ができています。また受講資格のない者については、京都府の子育て支援員養成講座を受講しています。支援員の確保、配置等の勤務体系、設備の充実などの環境整備に課題があります。	70
		③子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	地域子育て支援事業(子育て短期支援事業)	児童養護施設に委託し、保護者が児童の養育が困難になった場合、児童の養育を行います。	継続	子育て支援課	保護者の求めに応じて、また要保護児童対策地域協議会ケースの児童に対して必要に応じ行う事業です。 ショートステイについては、おおむね7日以内の期間入所により、養育を行います。トワイライトステイについては、おおむね6か月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。 養育困難家庭に対し、児童の安心安全を確保する上で、児童相談所による一時保護に代わる役割もあります。今後も必要な支援が適切に行えるよう、施設と連携していきます。 令和3年度からは委託先の児童養護施設を増やし、よりニーズに対応できる体制を整えます。	令和2年度は利用はありませんが、必要に応じて適切に実施し、支援が必要な家庭を支援していきます。令和3年度からは委託先の児童養護施設を増やし、2施設で受け入れができる体制を整えます。	50
		④地域子育て支援拠点事業	子育てすこやかセンター管理運営事業	直営による子育て広場事業は子育てすこやかセンターで、民間(NPO法人等)委託による子育て広場事業は八木地域を拠点として、園部、日吉、美山地域に出張して実施します。 絵本の読み聞かせや遊びの紹介などには、社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、地域との交流、世代間の交流を図ります。 今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めます。	継続	子育て支援課	直営拠点として、子育てすこやかセンター(園部町小桜町)を開設しています。 委託拠点として、NPO法人グローアップが運営し、ぼこぼこくらぶ(八木町)を開設しています。園部・日吉・美山で出張ひろばを実施しています。 子育てすこやかセンターとぼこぼこくらぶ八木を2箇所の常時開設拠点として維持しながら、市域全体で出張開設し、居場所の提供に努めます。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる4~5月の緊急事態宣言により、一部事業を中止しましたが、おおむね計画通り事業の実施ができました。 年末年始・祝日を除き、子育てすこやかセンターは週5日(月~金)開設しました。(年間来所者数 延べ3,852人)ぼこぼこくらぶ八木は週5日、園部・日吉・美山は週1日開設しました。 ※ぼこぼこくらぶ年間来所者数 八木:延べ2,099人 園部:延べ372人 日吉:延べ214人 美山:延べ383人 令和元年度から開設しているぼこぼこくらぶ美山中学校ひろばは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は休止しました。令和3年度以降は、感染拡大の状況等を確認しながら開設を検討します。	80
		⑤一時預かり事業	公立保育所運営事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施します。	継続	子育て支援課	公立保育所では、園部・城南・八木中央・八木東・日吉中央・胡麻・みやま・知井保育所で、緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では週3日を限度とした預かりを実施しています。	令和2年度の緊急的な預かりの利用は6人、就労等による週3日以内の預かり利用者は7人となっており、ひと月約5人が利用しています。	100
【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても一時預かり事業を実施されています。 ・NPO法人グローアップ:一時保育バンビ									

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	⑥病児・病後児保育事業		病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。 ①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型(訪問型)の3つの類型があります。 京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、令和3年度からの病児対応型・病後児対応型での実施をめざします。	継続	子育て支援課	病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型(訪問型)の3つの類型があります。 京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、令和3年度からの病児対応型・病後児対応型での実施をめざします。	京都中部医療総合センターから病児保育事業実施の意向を受け、京都府・亀岡市・京丹波町・京都中部総合医療センターとの協議を進めました。令和3年秋の開始に向け調整を継続します。	100
		⑦ファミリー・サポート・センター事業	ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。令和元年度から新規会員の初回利用に限り、4時間分の利用料全額助成を開始しています。 今後も事業を必要とされている方への周知を図ります。	継続	子育て支援課	子育てすこやかセンターを窓口とする市直営事業です。依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行います。提供会員(まかせて会員)の講習会を実施します。提供会員(まかせて会員)のレベルアップ講習、事業周知を兼ね会員の交流会を実施します。事業の周知を目的として、放課後児童クラブ入部説明会で、事業紹介を行います。提供会員講習会を年2回実施します。レベルアップ講習会・会員交流会についても各年1回以上実施します。	依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行いました。提供会員講習会を1回、会員交流会1回、提供会員レベルアップ講習会1回開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提供会員講習会の救急救命講座が開講できず、新規提供会員は登録できましたが活動については、救急救命講座の受講後となります。令和3年度、感染症対策を講じながら講座開催に努めます。 令和2年度: 令和3年3月末時点 会員数323人(依頼会員189人、提供会員115人、両会員19人) 活動件数 延べ317件(令和3年3月末時点) 事業の周知を目的として、放課後児童クラブ入部説明会で、事業紹介を行いました。	90
		⑧乳児家庭全戸訪問事業	母子保健事業	育児についての正しい知識の普及を図り、様々な不安を解消して育児を支援するため、生後4か月までの全ての乳児及び母親を対象に、保健師や栄養士が訪問しています。 乳児の身体計測、発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介するとともに、「おかあさんの健康アンケート」を実施し、母親の産後の不安、育児ストレスに対する支援を行っています。 誕生日・里帰り日等の情報を早めに得ることで、早期の訪問実施をめざします。長期里帰りの場合は、希望に応じて里帰り訪問の依頼を行います。	継続	保健医療課	妊娠届時に出生時のはがき通知、乳児訪問の説明をしています。出生届の確認により、各担当地区保健師より、訪問の予約、訪問を行っています。 母子の健康状態の確認、相談とともに予防接種や制度説明を行っています。必要なケースについては継続訪問、栄養士との同伴などで対応しています。 全数訪問(新生児訪問含めて)を行います。前期健診までに訪問してはいますが、なるべく早期訪問します。 里帰りや入院中、訪問の拒否等での未訪問者については、電話等で母子の状況を把握し、不安、育児ストレスに対する支援等を行います。	出生届情報をもとに、保健師が電話をかけ、訪問し、母子の健康状態を把握し、個別対応を行いました。直接母子に出会い、観察、相談することで育児不安の軽減につながりました。訪問しても不安が高い方は乳児前期健診までに再訪問も行いました。 令和2年度対象167件のうち、151件訪問し、延べ179件の訪問を実施しています。里帰り訪問にも対応し、7件実施しています。その他9件は転出、児童相談所による一時保護中、入院、新型コロナウイルス感染予防の観点から訪問を希望されなかったケース等ですが、転出については、転出先に対応の引き継ぎを行っており、その他のケースについてはその後の健診や他の事業等で母子の様子を確認を行っています。 要経過観察対象者には、子育て相談や再訪問等を実施し、健康や育児の支援を行いました。	90
		⑨妊婦健康診査	妊産婦健康診査事業	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行します。 受診券は、京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いで対応しています。 妊婦歯科健診の公費負担制度として、1回分の妊婦歯科健診受診券を発行します。南丹市内の歯科医院で利用することができます。	継続	保健医療課	安心して子どもを産み育てられるように、妊娠中の妊婦健康診査について14回分の基本健診と、14項目の追加検査の妊婦健康診査公費負担受診券を配布、妊婦の歯科健診の助成を行うことで、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 令和2年度より、多胎妊婦については基本健診6回分、超音波検査3回分を追加交付し、健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 京都府外での受診には、償還払いで対応します。 すべての妊婦が、適切な時期に妊婦健診を受診し、安心して出産が迎えられることを目標とします。また、妊婦歯科健診の受診率を向上させます。	多くの妊婦が妊娠11週までに届け出をし、妊婦健診受診券を活用しました。 妊娠届出時に、妊婦歯科健診の案内と受診勧奨を行うとともに、はがきによる受診勧奨を行いました。 妊娠届出数 153人(転入者含む) 妊婦健診受診実人数 230人(延べ3,870人) うち、多胎妊婦健診実人数 2人(延べ5人) 妊婦歯科健診受診人数 55人 妊婦健康診査事業を実施し、妊婦への健康管理、経済的負担の軽減ができました。	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	⑩養育支援訪問事業	母子保健事業 地域子育て支援事業	妊産婦期から義務教育修了までの子育て期にある家庭で、支援を必要とする家庭に訪問支援員を派遣し、養育機能の充実を図る育児・家事援助と、保健師、助産師、看護師、保育士等の訪問による専門的相談により、支援を図ります。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問を実施し、養育支援対象児の早期発見・早期支援を心がけます。また、養育支援対象の子どもの健康、発育、栄養等問題のある家庭に子育て支援課と連携して、保健師・栄養士が訪問します。関係課と連携して養育支援訪問を実施します。 (子育て支援課) 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行います。乳児家庭全戸訪問等各種事業を相互に関連させ、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図ります。保健師とも連携し、支援が必要な家庭に適切な事業実施を図ります。	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問にて、養育に不安が高いと思われる家庭については、子育て支援課に連携し、支援方法等について相談した上で、継続した訪問等の支援を行いました。長期里帰り等の理由から、全戸訪問にはなりませんでしたが、訪問以外の場で確認、把握が行えました。引き続き全戸訪問し、必要者と継続的に関わります。 (子育て支援課) 延べ11件の利用があり育児援助を実施しました。今後も、引き続き養育の支援が必要な家庭への支援を図ります。	90 100
		⑪利用者支援事業	地域子育て支援事業 (利用者支援事業)	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。保健医療課が実施する母子保健型と地域子育て支援拠点で実施する基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。	継続	子育て支援課 保健医療課	(子育て支援課・保健医療課) 利用者支援事業は、以下の3類計からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施します。①基本型：利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②特定型：主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。③母子保健型：保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施。保健センターを活用。平成27年度に「基本型」1か所を拠点施設(ぼこぼこくらぶ)で開始し、平成28年度にさらに1か所を拠点施設(子育てすこやかセンター)で「基本型」を開始しました。平成30年度から保健医療課で「母子保健型」を開始し、「基本型」と「母子保健型」の連携により「子育て世代包括支援センター」の仕組みができています。	(子育て支援課・保健医療課) 基本型は子育てすこやかセンターで利用者支援員が常駐し、直営で週5日実施しました。また、NPO法人グローアップへ委託し、ぼこぼこくらぶ八木週5日(月～金)、日吉週1日(火)、美山週1日(木)、園部週1日(木)実施しました。母子保健型は平成30年10月から保健医療課が事業を開始しました。妊娠届出時に必ず保健師等の専門職が面接を丁寧に行うことで、妊娠初期から不安度の高い妊婦や要支援者について、関係機関と連携し、支援につなげました。令和2年度は電話面接等も含め152件(99.3%)に面接を行いました。毎月、利用者支援事業基本型と母子保健型の連携会議を開催し、「子育て世代包括支援センター」として連携しました。	90
		⑫実費徴収に係る補足給付事業	子どものための教育・保育給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。	新規	子育て支援課	各施設事業者において実費徴収を行うことができる①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。低所得世帯の負担軽減につながるよう対象者に対して事業を実施します。	食事の提供に要する費用を35人に支給しました。日用品、文房具等の購入に要する費用を9人に支給しました。	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている 事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(3) 仕事と生活の調和の実現	①男女共同参画の推進		家庭や地域活動等において男女共同参画を推進するためには、性別を問わず家事や育児・介護・社会活動等に参画できるよう、社会全体で支える必要があり、このことは女性が働き続けるためにも重要な要素です。このため、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行うとともに、子育て支援の充実などによってワーク・ライフ・バランス推進に努めます。	継続	人権政策課	京都府男女共同参画センターから京都で開催される事業の掲示をしています。 男女共同参画に関する実施状況を調査し実態を把握しています。 ・女性相談事業(毎月2回) ・男女共同参画社会推進委員会(年2回以上) ・DVをなくす運動(11月)を実施します。	女性相談事業(毎月2回)を実施しました。 相談事業利用人数 18件 男女共同参画社会推進委員会を開催しました。 DVをなくす運動(啓発・パープルリボンキャンペーン(ライトアップ事業))を11月12日・13日に実施しました。	90
		②仕事と家庭の両立に向けた意識啓発		市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。	継続	人権政策課	固定的な役割分担意識が解消され、男女が共に家庭的役割の担い手になるよう啓発をします。講演会、セミナーなどにより男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発します。 ・キラリなんたん(男女共同参画事業) ・男女共同参画に関する講演会を実施します。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる緊急事態宣言を踏まえ、「キラリなんたん」を中止しました。 男女共同参画セミナーとして、「～できることからはじめよう～料理以前の基本」と題し開催しました。	50
		③育児・介護休業を取得しやすい環境づくり		女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発を行います。	継続	人権政策課	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を市民に広報することができました。	90
		④働く女性への妊娠中・出産後の配慮		女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。	継続	人権政策課	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を市民に広報することができました。	90
		⑤多様な就労形態の普及		時短勤務や自宅勤務など多様な就業形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、事業者及び市民への啓発活動を行います。	継続	人権政策課	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を市民に広報することができました。	90

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	①支援につなげる相談体制の充実と支援の実施	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業 (子育て支援課) 地域子育て支援事業 (利用者支援事業) 要保護児童対策事業 (保健医療課) 育児支援事業	子育て発達支援センターでは、専門職を配置し、心理・言語・運動などの発達についての相談を行っています。 子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。 保健師、栄養士を中心に子育て相談等母子保健事業の中で相談を行っています。 この他、保健医療課が実施する利用者支援事業母子保健型と、身近な相談場所として地域子育て支援拠点で実施する利用者支援事業基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。 いずれもが気軽に相談できる場であることを周知し、機会の提供に努めます。	継続	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、随時養育相談を行います。また、利用者支援事業により、相談ニーズに対応していきます。 (保健医療課) 子育て相談は、各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。相談だけでなく、親子の交流の場としても位置づけ、気軽に来所できるよう周知しています。 身近な相談場所として、乳幼児をもつ家庭の認知度を100%とするよう、各事業の時に周知します。	(社会福祉課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる4~5月の緊急事態宣言期間中も相談ニーズの高いケースにおいては、感染対策を徹底して対応できました。乳幼児健診や園・学校巡回等から関係機関と連携し、保護者を適切な時期の発達支援相談事業の利用につなげることができました。今後も、専門職が子どもの成長発達を促すための身体づくり・遊びの紹介・関わり方・医療機関等を紹介する場として相談支援事業を実施します。	100
								(子育て支援課) 令和2年度は家庭支援相談員を常勤3人(うち1人産休・育休)、ひとり親自立支援員を常勤1人配置し、随時養育相談を行いました。利用者支援事業の基本型として、子育てすこやかセンター、ぽこぽこくらぶで継続して事業を行い、相談ニーズに対応しました。	100
								(保健医療課) 同感染症予防の観点から、個別予約制で実施しました。各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。 赤ちゃん訪問や健診の場で周知するとともに、市公式LINEも情報発信のツールとして活用し、コロナ禍での孤立感や不安感の軽減を図ることができました。 利用者：実人数110人 延べ人数260人	100
		②専門の心理士による専門相談の実施	子育てすこやかセンター管理運営事業	専門の心理士によるカウンセリングを通じて、保護者の不安を軽減するため、子育てすこやかセンターにおいて心理相談「こころの相談」を実施しています。 利用者の心情に配慮した会場設定や、電話相談対応を行います。	継続	子育て支援課	「こころの相談」として実施しています。会場は子育てすこやかセンターと市役所会議室等で実施しています。火曜日に月3日から4日の開設で一枠1時間。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置づけています。	計画どおり事業実施ができました。 開催数42回、相談件数35件(相談者実数6人) 要保護児童対策地域協議会登録ケース対象者については、カウンセリング内容を必要に応じ共有し、支援に役立てました。	100
③保育所・幼稚園、学校における相談体制の充実		保育所や幼稚園における子育て相談や小・中学校におけるスクールカウンセラー、心の居場所サポーターの配置を継続し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりやその周知を図り、子育てにおける不安解消と非行や不登校の未然防止・早期発見に努めます。	継続	子育て支援課 学校教育課	(子育て支援課) 保育所・幼稚園では日常的に保護者からの相談に対応しています。さらに連携が必要な場合は子育て支援課につなぎ対応できる関係機関と調整します。 保護者が保育所に信頼をおき、安心して預けることができるよう、相談しやすい体制であるようにするとともに、必要と判断できる児童の異変等については即、関係機関につなぎます。 (学校教育課) 京都府の事業「スクールカウンセラー活用事業」「心の居場所サポーター活用事業」を活用し、小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置します。	(子育て支援課) 児童の日頃の様子を注意深く見ることにより、児童の変化等に気づき、養育困難な保護者や、養育不安な保護者への対応を行いました。	100		
					(学校教育課) 新型コロナウイルス感染症対応として、スクールカウンセラーの各校への配置時間も増やし、きめ細かな対応をすることができました。 ・スクールカウンセラー配置状況 5人 (園部小1人、園部中・八木中・殿田中・美山中学校に各1人) ・スクールソーシャルワーカー配置状況 1人 (園部中学校1人) ・心の居場所サポーター配置状況 2人 (八木東小学校1人、殿田小学校1人)	100			
④情報提供体制の充実		子育て支援サービスや各種の情報を市ホームページの南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」で発信します。 また、南丹市公式LINEにおいても、最新の情報を発信します。	継続	子育て支援課	南丹市ホームページに開設している南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」を必要に応じて更新し、子育て支援サービスや各種の情報を掲載します。 南丹市公式LINEを活用し、子育て支援に関するイベントなどの最新の情報をタイムリーに発信します。	同サイト「のびのびなんたん」の年度更新業務を行うとともに、保育所・幼稚園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載業務を行いました。今後も継続して順次更新及び新たな情報の掲載に努めていきます。	100		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(1) 就学前教育・保育の充実	①保育所・幼稚園施設の整備	民間保育所運営支援事業	低年齢児の保育希望が増えていることを踏まえ、令和3年度開設の予定で園部地域での私立保育所の誘致を進めます。併せて、他の地域についてもニーズの把握に努め、教育・保育施設や設備の適正規模や、必要な整備に向けた検討を行います。	継続	子育て支援課	児童数の推移、保護者のニーズなどを踏まえ、幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導や教育が行えるよう、適正な規模の施設の整備を進めます。	園部地域の待機児童を解消するため、定員150人の民間の幼保連携型認定こども園「南丹のぞみ園」を誘致し、建設費に対して国の交付金を利用して整備を行いました。令和3年3月21日に開園式を終え、令和3年4月1日より新入園児が利用しています。	100
		②教育・保育内容の充実と職員の資質の向上	公立保育所運営事業	保育所・幼稚園・幼児学園職員連絡協議会を立ち上げ、就学前教育・保育に携わる職員の交流と研鑽を重ねています。その成果を子どもたちへの教育・保育に活かします。自己評価・保育の評価を行うことで、幼児の学びを捉える目を養い、教育力を高め、教諭・保育士の資質向上に努めます。また、私立幼稚園においては、京都府私立幼稚園連盟・口丹波地区私立幼稚園協会により年間を通じて充実した研修を行い、職員の資質向上が図られています。今後は、公立・私立の交流により、双方の資質の向上をめざします。	継続	子育て支援課	各種団体が主催する保育所職員、幼稚園職員を対象とした研修会に参加し、保育及び教育の内容を高めていきます。低年齢児の入所が急増するなか、保育士の確保、育成が課題となっています。特に新規職員等は経験がない中、様々な課題と向き合い、児童とかかわり、保護者にもよき支援者として信頼される保育士として向上することが望まれます。また、経験を積んだ職員も、児童の個別的な課題や養育困難等保護者が抱える課題にも対応が求められる現場で、さらに資質向上に取組みます。	同じ外部講師を一年間派遣(14回実施)し、市内保育所・幼稚園内(9か所)の室内環境を視点到研修を進めました。外部講師の指導助言により、正規職員中心に室内保育環境へのとらえ方に変化がみられ、豊かな保育を行うための職場環境づくりと、質の高い保育を行うためのスキルを学ぶことができました。府幼児教育アドバイザー派遣活動を活用(16回)し、各保育所・幼稚園の悩みに寄り添う指導助言を受けたり、保護者向けの講演などを実施することができました。新保育所保育指針・新幼稚園教育要領を理解する一歩になりました。職員によって保育の意識の差があるため、今後も資質向上をめざす研修を積み重ねていきます。	100
		③未就園親子の支援の充実	すこやか学園管理運営費	集団の中での遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士が子育てを学び合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つぼみくらぶ」を開設しています。子どもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、教諭と子どもや親との信頼関係を築き、適切な親育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めます。	継続	子育て支援課	すこやか学園は、自宅保育ができる2歳児(4月1日現在の年齢)と保護者同伴で登園し、集団の中での遊びを通じて子どもの心身の発達を促し、親同士が子育てを学ぶ場を提供します。幼児の成長に良好な環境を整え、心身ともに健全な発達を助長するため実施しています。	すこやか学園利用数 親子22組 これまでは、1年間を通じて参加できることを条件としていましたが、平成30年度から、定員に達していない場合には、年度途中転入の方を受け入れています。地域に馴染むきっかけとなっています。 聖家族幼稚園「つぼみくらぶ」利用数：親子12組	100
		④保・幼・小・中連携教育研究事業の充実	(学校教育課) 教育研究事業 ほか	保育所・幼稚園・小学校が連携し、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」を域域的に実施しています。学校区毎に保育所・幼稚園と小学校が「新入生の入学体験」、「小学校の出前授業」、「園児と小学生の交流事業」等を実施することにより、保育所・幼稚園と小学校のスムーズな接続を図ります。また、中学校ブロック毎に校区内の保育所・幼稚園を含めた(保)幼・小・中連携教育研究事業の取り組みにより、就学前指導及び義務教育9年間を見通して、校種間連携による円滑な接続を図り、幼児、児童生徒一人ひとりの豊かな学びと育ちを促す教育実践研究を推進しています。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 中学校ブロックを単位として保・幼・小・中の校種間連携と円滑な接続とともに、9年間を見通し小中一貫した教育をめざした教科指導カリキュラムに基づく教育実践を継続します。 (子育て支援課) 市立各保育所・幼稚園では年に数回小学生との交流を行っています。次年度に小学校へ入学する児童に対して小学校への半日入学を2月頃に行い、小学校へ入学した際の不安を解消できるように取組んでいます。管内保幼小連携推進研修会に参加し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に係る取組の交流を通して一層の推進を図ります。	(学校教育課) 各中学校ブロック内の幼児・児童生徒の実態を的確に把握・分析し、就学前から中学校3年生までを見通した共通の研究テーマを設定し、児童生徒の深い学びを実現するための教育実践を行えました。 (子育て支援課) 例年は公立保育所・幼稚園で「もうすぐ1年生生活動」として位置づけ活動を行いますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、ビデオレター交流や学校見学等を行い、小学校入学への期待を高めることができました。	100 90
		⑤預かり保育の推進	園部幼稚園経常事業 八木中央幼稚園経常事業	幼稚園において教育活動終了後に子育て支援の一環として保育を実施するもので、公立2か所(園部幼稚園、八木中央幼稚園)、私立1か所(聖家族幼稚園)で、今後も継続して実施します。	継続	子育て支援課	公立幼稚園では、在園児を対象に園の終了時から午後5時まで実施しています。聖家族幼稚園では、私学助成を受けて在園児を対象に実施されています。春休み、夏休みは預かり保育を実施しています。幼稚園に通園する園児を親族の疾病、保護者の就労等により、一時的に家庭での保育がなくなった場合の支援として実施しています。公立では1回200円の利用料で継続しています。	園部幼稚園月平均16人利用。 八木中央幼稚園月平均4人利用。 働く保護者の育児支援につながっています。 聖家族幼稚園 延べ4,686人(長期休み含む)	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(2) 学校教育の充実	①豊かな人間性の育成	学校司書等設置事業	「主体的・対話的で深い学び」を実現し、次代に対応できる人材育成ができるよう学校教職員の指導力向上等により、児童生徒の確かな学力の定着と論理的思考力の育成を図ります。	継続	学校教育課	児童生徒の興味・関心を引き出し、学びの意欲を高める工夫の実践をするとともに、言語活動の充実による「ことばの力」の育成を図ります。小学校低学年から発達段階に応じて情報機器に慣れ親しみ、活用できる力を身に付けます。タブレット端末及びICT機器等を積極的に授業に取り入れ、わかりやすい授業づくりを進めます。	授業を大切に「基礎学力の定着」と学びの意欲を高める実践を行うとともに、小中学校に各1人の「ことばの力育成支援員」を配置し、子ども達の読書活動の推進を図りました。また、GIGAスクール構想を推進し、1人1台タブレットを配置し、ICTを活用した新しい教育の推進を図りました。	100
		②安心して学べる環境の構築		すべての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰もが楽しく安心して学び、生活できる環境を整えます。	継続	学校教育課	学校におけるすべての教育活動を通じた人権教育を推進。さらに、年間指導計画に基づいた人権教育を進めています。また、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、感性、実践的態度を養う教職員研修を行いました。各校・園の人権教育主任会議も開催します。	全ての教育活動が人権教育の機会であるとの認識のもと、各校の実態に応じた人権教育を推進しました。また、児童生徒の人権認識の向上のためには、教職員の人権認識の深まりが不可欠であることから市主催の人権教育主任会議をはじめ、各校における人権研修を実施しました。	100
		③「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出		本市の豊かな自然環境や、そこで育まれた文化や歴史、先人の知恵や工夫の素晴らしさを体感する機会や環境の創出に努め、子どもたちの感性を磨くとともに、地域への愛着を高めます。その実現のために、地域社会を支える仕組みや、地域社会を支えてきた「人・もの・こと」を広め、発展・継続していくための様々な学習機会を創出します。	継続	学校教育課	児童生徒一人一人に、生涯にわたって学び続けることができる基礎基本の習得を図りながら「ふるさと南丹市」を愛する心を育み、未来に向かってたくましく生きる力を育成します。地域の優れた指導者を活用し、文化芸術活動、運動部活動の充実を図り、家庭・学校・地域社会の一層の連携を図ります。土曜活用を含めた教育を推進します。	熟議を通してめざす子ども像などを地域・保護者・学校が共有し、学校の教育課程と目的を地域と共有し、地域に根差した体験活動を実施し、地域に対する理解を深めることができました。	100
		④文化芸術の継承・発展による文化力の向上		地域が持つ文化や芸術の魅力を発掘・整理するとともに、子どもたちがその魅力を発信・受信する楽しみを味わい、共有する機会の充実に努めます。	継続	学校教育課	地域の人材や団体などの協力を得て、太鼓等の伝統文化などの体験活動を実施します。	地域の優れた指導者を活用し、文化芸術活動、運動部活動の充実を図りました。今後は、社会教育課の進める「地域学校協働本部」を活用し、地域の人材を活用した文化芸術活動、運動部活動を一層充実させたいと考えます。	100
		⑤ダイバーシティ教育の推進	外国語教育推進事業	子どもたちが、障がいの有無や、国籍などの違いによる多様性を、互いの個性として尊重し、認め合うことのできる意識の醸成を図ります。	継続	学校教育課	道徳教育の全体計画や「道徳の時間」年間指導計画に基づいて実施。地域の自然や文化、人材活用、豊かな体験活動等、創意工夫ある教育活動を通じた道徳教育を進めます。総合的な学習の時間等において、福祉施設との交流事業や福祉施設での職場体験を実施します。外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校における外国語活動・英語教育を推進します。2030年の学習指導要領の改訂にむけた先進的な研究実践に取り組み、グローバル社会に対応する教育の研究を進めます。	道徳教育の充実のために、学校の道徳教育の充実に向けた研究を進めると同時に、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、育てたい子ども像を共有し、その実現に向けて、地域総がかりで児童生徒の道徳性を育むための熟議を開催しました。地域と共に進める道徳の取り組みを開始しました。2030年の学習指導要領改訂に向けた先進的な研究実践に取り組みとともに、国際社会に関心を持ち、コミュニケーション力を高めるための取り組みを行いました。	100
<p>【参考：民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、事業を通じて外国で生活をされている方との交流を実施され、国際交流事業の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ：外国で生活された方による講座など</p>									

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(2) 学校教育の充実	⑥自己肯定感・有用感の育成	コミュニティ・スクール推進体制構築事業	就学前を含めた校種間連携や、学校以外の地域における子どもの居場所づくり等を通じて、子どもが地域社会の一員として、役割を担い、地域で活躍・貢献することで、自己肯定感・有用感の育成を図ります。	継続	学校教育課	子どもが地域社会の一員として、役割を担い、地域で活躍・貢献することで、自己肯定感・有用感の育成を図ります。コミュニティ・スクール推進委員を任命し、新たな学校づくりを推進します。	市内すべての小中学校に「学校運営協議会」を設置することができました。熟議を通してめざす子ども像を地域・家庭・保護者が共有し、その実現に向けて各校の実態に応じた実践を行いました。	100
		⑦教育環境の整備	安全・安心な学校教育環境整備 情報教育機器整備事業	平成31年3月に策定した「第2次南丹市教育振興基本計画」の趣旨に基づく教育環境整備について、安全・安心な学校づくりを最優先しながら具現化を図ります。 学校施設の大規模改修を主とした「安全・安心な教育環境整備」のほか、快適な教育環境の整備や、ICT環境の整備を図るとともに、本計画に基づく具体的な施策の展開を図っていきます。	継続	教育総務課	児童生徒が安心して学校生活が送れるよう学校施設の老朽化対策や質的整備を進めます。 質的整備…令和2年度に小学校において特別教室の空調整備とトイレの洋式化、令和3年度には中学校において特別教室空調整備とトイレ洋式化を行います。 ICT環境…令和2年度に全児童生徒にタブレット端末の整備と小中学校の普通教室等にwifiアクセスポイントを整備します。また、令和3年度には普通教室への大型提示装置の設置率を100%にし、特別教室への設置も計画的に進めます。 学習環境整備…令和2年度には園部小学校体育館の大規模改修を行います。また、市内学校施設について、建て替え周期延長のための改修を進めます。	令和2年度の目標について、計画どおり実施できました。 令和3年度以降については、「南丹市教育施設長寿命化計画」(令和2年度から令和11年度)に基づき施設の整備を図ります。社会情勢や国の教育方針の変化に適時対応していくことが課題となります。	100
		⑧教職員の資質向上		「特別支援スキルアップ講座」、「教務運営研修講座」、「学校経営・運営研修講座」など各年代に応じてその資質や能力を高める継続的研修講座を実施します。 また、「南丹市夏季研修大会」、「教育課程南丹市研究大会」など全教職員を対象とする研修会を実施します。 さらに、管理職の指導・助言のもと自己評価システムを活用するなど、教職員の専門性・指導力の向上を図ります。	継続	学校教育課	教職員の研修講座を開催したり、先進校視察などを実施し、教職員の資質向上を図ります。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、会場に参集する対面研修等の実施は困難でしたが、オンライン等を活用することで、可能な限り研修を実施し、教職員の資質向上に努めました。	100
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(3) いじめ・不登校・非行への対応	①未然防止、早期発見の体制づくり		全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の居場所サポーターの教育相談等も活用し、学校全体でいじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期解決に向けた体制づくりに取り組めます。	継続	学校教育課	いじめや不登校などを未然に防止し、早期解決を図るため、全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー体制の整備、スクールソーシャルワーカーや「心の居場所」サポーターを配置し、各校における教育相談を児童生徒、保護者それぞれを対象に実施します。	京都府の事業を活用して、未然防止・早期発見に向けた体制づくりを実現するとともに、新型コロナウイルス感染症対応として、各校への配置時間も増やし、きめ細かな対応をすることができました。 ・スクールカウンセラー配置状況 5人 (園部小1人、園部中・八木中・殿田中・美山中学校に各1人) ・スクールソーシャルワーカー配置状況 1人 (園部中学校1人) ・心の居場所サポーター配置状況 2人 (八木東小学校1人、殿田小学校1人)	100
		②家庭・地域・学校との連携と啓発の推進		要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取り組みを実施します。 今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を促進します。	継続	学校教育課	要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取組を実施します。今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を図ります。	要保護児童対策地域協議会の会議に参加し、各機関との連携を図るとともに、各校との情報共有を強化し、学校と各機関との連携を促していくことができました。 9月開催の南丹市いじめ問題対策連絡協議会において、子どものいじめに関する現状と課題を関係機関と共有しました。	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(3) いじめ・不登校・非行への対応	③不登校に係る教育相談の実施	※さくらに係る事業 適応指導教室管理運営事業	不登校の悩みなどに応える教育相談活動や情報提供等を通して、児童生徒の社会的自立に向けた支援及び保護者支援の充実を図ります。	新規	学校教育課	小中学校での教育相談活動のみならず、南丹市全域を対象とした電話やカウンセリングなどによる教育相談を開設し、保護者支援の充実を図ります。	・スクールカウンセラー配置状況 5人 (園部小1人、園部中・八木中・殿田中・美山中学校に各1人) ・スクールソーシャルワーカー配置状況 1人 (園部中学校1人) ・心の居場所サポーター配置状況 2人 (八木東小学校1人、殿田小学校1人) また、南丹市教育相談を適応指導教室「さくら」において実施しました。 ・スクールカウンセラー 1人 ・スクールソーシャルワーカー 1人	100	
		④適応指導教室の運営	適応指導教室管理運営事業	南丹市適応指導教室「さくら」において、様々な理由で学校に行きたくても行けない児童生徒を対象に、教室長や支援員による相談活動や一人ひとりの状況に応じた適応指導を行います。	新規	学校教育課	個別の教育的ニーズに対応できる教育機会を確保し、個別指導や支援環境を整備します。 通室生のアセスメントを行い、児童生徒一人ひとりの特性に適した支援内容を充実します。 市長部局との連携による支援のネットワークを構築します。	教室スタッフ間において、見立てと支援の連動が確立しつつあり、通室生が居場所の一つとして活用しています。 通室生の見立てと適切な支援については、学校との定期的な支援会議を中心に共有することを通して、本教室の役割が学校に少しずつ浸透するとともに、連携した支援が進み、通室生の自立に向けた変容が見られました。 通室生が7人から11人に増加したことにより、本教室への教育的ニーズを反映した指導支援や運営、本市の不登校児童生徒への支援の在り方についての協議の必要性が次期の課題として明らかになりました。	90	
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(4) 児童の健全育成	①図書館事業の充実と家庭・学校・地域での読書活動の推進	講座開設事業 ブックスタート事業	図書館が子どもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、事業の充実に努めます。 また、身近な楽しい空間になるよう、季節ごとに図書館講座(工作会)等の開催、市内小・中学生を対象にしたオーサービジット(作家とのふれあい)事業の開催を継続します。 さらに、家庭・学校・地域、庁内の他課と連携し、子どもの読書の推進に取り組みます。	継続	社会教育課	「おはなし会」「工作会」「お楽しみ会」を開催します。令和2年度は文化博物館・中央図書館が開館20周年を迎えるため、これを記念して高島那生絵本原画展を共催事業として開催し、絵本作家を招き、ワークショップを催します。また、図書館では会期中に「おはなし会」等を開催し、多くの人に絵本の楽しさを広めます。各図書館室では、季節に合わせた「お楽しみ会」を開催します。 小、中学校と連携をとり、著者訪問の貴重な機会から児童生徒の読書意欲の向上に結び付けます。 ボランティアグループが主体となって活動する読書ボランティア連絡協議会の立ち上げが完了し、継続してボランティアグループの研修事業を図書館が支援します。 ことばの力育成支援員との交流(学校教育課との連携)を行います。 地域における子どもの読書活動を推進するため、読書ボランティアや、ことばの力育成支援員へ情報提供を行い、互いの連携をめざします。 社会教育課・子育て支援課・保健医療課で連携し、令和2年度より乳児健診で絵本の配布・読み聞かせを行う「ブックスタート事業」を開始します。乳児の頃から絵本にふれ、親から子への読み聞かせを通した子どもとの交流機会の増加を図ります。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、行事を中止せざるを得ない月もあり、参加者も少ない傾向にありましたが、月毎の「おはなし会」、「工作会」を企画、開催し、子どもたちへ本の楽しさを伝えることができました。 オーサービジットは、絵本作家の岡田よしとか氏を招き、小学校と八木市民センター文化ホールで読み聞かせ&トークライブを行いました。 ことばの力育成支援員会議に出席し、市立図書館や府立図書館の利用について情報提供を行いました。 また、図書館での選書のためのブックキャラバンや学校でのオーサービジット等の際、学校教育課に情報提供し参加呼びかけにつなげました。 令和2年度から開始したブックスタート事業では、乳児健診での絵本の読み聞かせはコロナ禍で休止し、絵本及びブックレットを対象者150人に配布するという形で実施しました。	80	
			【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、事業を通じて絵本に親しむきっかけ作りをされ、読書活動の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:絵本の日など ・そのべよみ語りクラブ:絵本の読み聞かせ、絵本紹介など(子育てすこやかセンターの講座実施にも協力) ・おはなしポケット:絵本の読み聞かせなど(子育てすこやかセンターの講座実施にも協力)							
		②児童館機能の拡充	児童館管理運営事業	子どもたちの遊びや活動の拠点のひとつである児童館の機能を、有効活用して利用を促進します。	継続	人権政策課	安心安全な児童館の運営、市内児童が交流できる事業の実施などにより、集団性と創造性を養い健康で豊かな心を持った児童を育成します。 児童館まつり(市内児童の交流事業)を実施し、40人以上の児童の参加をめざします。	周辺地域の児童を対象に児童館活動に取り組みしました。8月に開催を予定していた「児童館まつり」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、子ども達の安全面を最優先に考慮した結果、やむなく中止となりました。	50	

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(4) 児童の健全育成	③生涯学習事業の充実	生涯学習推進事業	体験活動への参加者の拡大を図り、親子のふれあいを推進します。	継続	社会教育課	各施設の講座として独立していたものを「生涯学習講座」として位置づけ、広く市民の参加を募っています。講座や会場を分散することにより受講生の増加を図ることとしています。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設を休館したり、イベントを中止することが多い状況となりました。Web配信やCATVを活用した講座の実施等を検討する必要があります。	30	
		④国際交流事業の推進	南丹市国際交流推進事業	南丹市国際交流協会と連携し、グローバルな視野と感覚をもった青少年を育成するため、「多文化共生」をキーワードに国際理解の推進に努めます。 また、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々との異文化交流事業を進めます。サイパン島青少年らの訪日団と市内中学生との交流会を実施します。 子どもたちのための国際理解事業として、外国の遊びを外国人とともに体験するといったイベントを実施します。 京都府内に住んでいる外国人留学生と市内在住の外国人、市内の子どもたちを対象に交流事業を実施します。 今後も、外国人と子どもたちを対象に、相互の国際理解に寄与するイベントを開催するほか、国際理解・国際交流活動を行うボランティアに情報提供等の支援を行います。	継続	地域振興課	なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル 毎年1回、子どもたちのための国際理解事業として、イベントを開催します。 絵画コンクールの実施 市内在住の小学生を対象に「つながれ!ひろがれ!世界とわたし」をテーマに絵画の募集・表彰・展示を行います。 小中学校への外国人派遣協力 市内の小中学校からの依頼に基づき、外国人の派遣・紹介を行います。	なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、11月7日に規模を縮小して開催しました。また、当日参加できなかった方のために、イベント内で行った外国文化の紹介部分を動画にしてYouTubeで公開しました。 絵画コンクールの実施 10月25日~11月6日の期間に南丹市国際交流会館で展示しました。 小中学校への外国人派遣協力 対応件数2件	100	
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取組み】(再掲)(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、事業を通じて外国で生活をされている方との交流を実施され、国際交流事業の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:外国で生活された方による講座など								
		⑤体験学習の推進		体験講座や生涯学習事業など地域資源を活かした親子の体験活動を実施しています。 味噌づくりなどの郷土食の伝承講座も開催しています。 移築民家や中庭を活用した取組みを生涯学習事業等と連携し展開するとともに、郷土資料館での体験事業は、事業内容が恒常化していることから、新たなメニューを取り入れ、参加拡大の方策を検討します。	継続	社会教育課	日吉町郷土資料館体験講座として「洞窟探検」を実施します。 郷土の学習講座として位置づけて実施します。	洞窟探検については、府民の森との共催事業で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新緑祭が中止になり同事業も中止となりました。	0	
		⑥放課後の安全・安心な居場所づくり	放課後子ども教室推進事業	放課後子供教室の開催個所数を小学校ごとに1か所開催できるよう進めます。	拡充	社会教育課	小学校区において放課後子ども教室が開設できるよう推進します。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止する教室もありましたが、市内3か所(大野教室、摩気教室、神吉教室)で放課後子ども教室が実施されました。	50	
		⑦スポーツ活動の充実・参加促進	青少年スポーツ育成事業 団体育成事業	子どもの健全育成を図るため、一人でも多くの子どもがスポーツの楽しさや達成することの喜びを体感できるよう、いつでもだれでもスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。 年齢に応じた基礎運動能力を身に付けるため、幼児期から小・中学生まで、細かいカテゴリーでスポーツを楽しく経験できる場を提供します。 スポーツ少年団をはじめ、スポーツ協会など関係団体と協力し、親子で参加できるなど、様々なスポーツ事業を実施します。 スポーツ少年団と協力して、指導者や保護者を対象とする研修会を実施するなど、子どもたちがスポーツを通じて、心身ともに成長できるよう指導力の向上を図ります。	継続	社会教育課	体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携し、大会や教室、指導者向けの講習会等を実施します。 サッカー教室や駅伝大会、スポーツ少年団指導者研修会、野球肘検診事業を実施します。 市内の子どもたちにより多く参加してもらうため、学校を通じて参加募集の広報を行います。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、各事業が中止になる中、スポーツ少年団との連携により、新たにアクティブチャイルドプログラムを実施しました。	50	

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
3 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健事業の充実	③育児教室の充実	育児支援事業	離乳食教室、1歳すくすく教室、親子教室等を実施し、離乳食実技や子どもとの遊びを紹介・実践することで、子育て力を高め自信を持って育児できる環境を整えています。事業内容を見直しながら継続して実施します。	継続	保健医療課	離乳食教室では、実際に親子遊びを行うことで、ふれあいの大切さを伝えています。また、調理実習中には子どもの保育を行い、保護者が実習に集中できる体制を整え、家庭でどのように離乳食を進めていくのか実践できる形で伝えています。1歳すくすく教室は、遊び・歯科・栄養と、この時期の悩みになりやすい内容と、これからの成長発達に必要なことを伝える実践型の教室です。にこにこ親子教室は、親子でからだを使って遊ぶことを中心に、生活習慣の確立や切り替えの力をつけるための経験の場として実施します。各保健福祉センターで実施することで、参加しやすい体制を整えていきます。	離乳食教室では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、試食は行わず、調理実習やデモンストレーションで対応、参加人数を制限して実施しました。親子遊びでは、保育士から保護者へ遊びのポイントを具体的に伝え、子どもとのふれあい方を知っていただく機会になりました。参加者：36組 1歳すくすく教室では、仕上げ磨きの指導や遊びの実技、幼児食の試食が好評を得ています。早くからのむし歯予防につなげるため、対象月齢を前年度より1ヶ月早めて実施し、家庭でも仕上げ磨きに取り組もうと思うという感想が多くみられました。参加者：21組 にこにこ親子教室については、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の計画から1クラスの人数を減らし、クラスを増設して実施しました。 実施期間：令和2年9月～令和3年3月 実施状況：8クラス×6回 実参加者57組(延べ262組) 旧町単位で教室実施していますが、地区によって参加人数に大きく偏りがあり、マンパワーも不足していることから、令和3年度は運営を見直し、講義と実践を合わせた講座形式に変更し、1か所の会場で実施予定です。	70
		④健康診査事業の推進	母子保健事業	小児科医と歯科医による診察・身体計測、各発達段階に応じた発達検査等を行い、乳幼児の疾病及び障がい早期発見するとともに、栄養指導、保健指導を実施しています。また、健診の中で心理士や作業療法士の相談の場を設け、専門的なアドバイスを行っています。健診などの事業の重要性について啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受診者・未参加者の事業への参加促進と家庭訪問等での支援、フォロー体制の強化に努めます。	継続	保健医療課	各健診のマニュアルを作成し、適切な健診の実施に努めます。スタッフが健診前後にミーティングを行い、対象者の状況を把握したうえで従事することで、要フォロー者の見落としを防ぎ、健診結果で支援が必要とされた場合は、各関係機関と連携をとりながら、適切な支援ができるように体制を整えています。未受診者の把握にも努め、全対象者の健診参加を促すために取り組んでいます。受診率100%をめざします。健診受診が困難な場合は、可能な手段で状況把握に努めます。フォロー率100%をめざします。	各健診マニュアルに沿って、乳児前期健診・乳児後期健診・1歳8ヵ月児健診・2歳5ヵ月児健診・3歳5ヵ月児健診について、園部会場は各健診を毎月1回、美山会場は3歳5ヵ月児健診を除く乳幼児健診を年4回を実施。受診率は各健診ともに98%～100%で、未受診者については電話・訪問・園連携等で全数状態を把握できています。また、健診後にフォローが必要な者については、医療機関への受診勧奨や各種相談事業や教室でフォローしています。	100
		⑤乳幼児の事故防止・救急処置の啓発	母子保健事業	健診時にパンフレットを配布し、保健指導時に、事故防止や安全対策、救急処置の啓発を行っています。定期的な啓発が必要であるという認識のもと継続して実施します。	継続	保健医療課	乳幼児健診の保健指導の際、パンフレットでその時期に起こりやすい事故への注意を促し、万が一の場合の連絡先や対応を伝えています。各健診のカルテにチェック欄を設け、指導の漏れを防いでいます。健診会場には、常に目に付く場所に、事故予防のポスターを掲示し、啓発をしています。	乳幼児健診の保健指導を通じて、事故防止の啓発リーフレット等を配布し、保護者に事故防止の必要性を説明。健診や各種教室会場でも環境整備するなどして、事故防止を徹底しています。	100
		⑥予防接種の推奨	予防接種事業	疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等、様々な機会を通し、予防接種の接種勧奨を実施しています。今後も、健診、訪問、相談、個別通知等で予防接種未受診者への接種勧奨を行います。	継続	保健医療課	予防接種に関しては、母子保健カードにもチェック欄を設け、乳児家庭の全戸訪問時から乳幼児健診等、母子に係る機会を通じて、もれなく接種勧奨を実施します。また、未接種者へは、はがきなどによる接種勧奨を継続して実施します。乳幼児の予防接種は努力義務であり、様々な考えがある中、その効果と副反応などの情報提供を適切に行い、接種率の向上をめざします。	予防接種歴を乳幼児健診、子育て相談、家庭訪問等で確認し、必要な予防接種を勧めました。乳児全戸訪問時でも予防接種の説明勧奨を行いました。また、接種対象年齢となった時のお知らせはがきや、未接種分の予診票の送付、未接種者への接種勧奨はがきの送付を継続して実施しました。未接種者には健診等で接種勧奨するものの、予防接種を受けない考えの人が一定数あり、接種率が伸びない現状があります。個人の考えの尊重しつつ、さらに有効な感染症予防対策としての啓発が必要です。	70

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
3 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健事業の充実	⑦不妊治療に関する意識啓発と相談体制の整備	不妊治療費給付事業	広報誌や市ホームページ上に不妊治療助成金制度について掲載し、情報提供を行います。なお、不妊治療に関する相談や悩みはプライバシーに配慮しながら、関係機関の紹介等を行います。	継続	保健医療課	市独自の相談体制はありませんが、必要に応じて、保健所や府に情報提供を求めながら、個々の相談などに応じています。市ホームページで府事業や相談窓口を紹介しています。必要に応じて、保健所や府と連携し、相談に応じます。 不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療：一般不妊治療、人工授精 不育治療：不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望する人に必要な治療を受けやすくします。 お知らせなんたん、CATVで情報提供を実施しています。市ホームページに掲載し、申請書など窓口に来所しなくても入手できるよう配慮しています。 お知らせなんたん、CATV、ホームページ掲載により、申請者が広がっていると考えます。特にホームページから情報入手し申請する方が増えています。	電話や来所での相談に対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。 不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 一般不妊治療助成 申請延件数：50件(うち人工授精実施件数12件) 申請者実人数30人(うち男性1人) 申請者のうち妊娠した方10人 不育症治療助成 申請延件数：1件、申請実件数：1件	100
3 親子の健康づくりの推進	(2) 小児医療機関との連携	①地域医療との連携と情報提供の推進		地区医師会と連携し、医療情報や予防接種情報など情報収集し、保護者へ情報提供しています。 地域医療の充実のため、京都中部総合医療センターや地域の小児科医療機関、京都府等の関係機関と連携強化を図ります。	継続	保健医療課	保健医療課と小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)との連携会議を継続して実施し、小児保健医療に係る情報を共有し、連携を図っています。 乳幼児健診の適切な実施に向けて、共通理解を図るきっかけになると考えています。 適宜、地区医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有します。適宜事業やホームページなどを通じて情報提供を行います。特に予防接種については、変更も含めて、地区医師会との連携、各医療機関への情報収集等を行っています。医師会のホームページでも予防接種の広報をしていただいています。 今後も連携を続けます。	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年と比較し、連絡会議を開催する時期が遅れました。 12月3日に医師及び関係機関との連絡会議を実施し、乳幼児健診、子どもの発達支援等について情報の共有と懇談を行いました。また、3月9日には歯科医師、歯科衛生士などの連携会議を実施し、妊婦歯科健診、乳幼児歯科健診等について情報の共有と懇談会を行いました。 医師会と連携し、医療情報や予防接種情報の共有を行いました。 南丹市内の各医療機関で受けられる予防接種の種類や予約時間等は、保護者へ通知しており、情報を提供できました。 医療情報として、市民へ同感染症の予防方法等をホームページやCATV等で広報し、市民へ情報提供ができました。	100
		②かかりつけ医の普及		子どもの発育や疾病等を気軽に相談でき、適切な医療を受けるために、かかりつけ医をもつよう、相談や訪問、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて啓発します。併せて、医療機関に協力を求めます。	継続	保健医療課	訪問や健診、相談などのあらゆる機会を通じて、地域の医療機関の紹介とともに、かかりつけ医の普及を行います。	訪問や乳幼児健診、相談事業等の事業を通じて、かかりつけ医を持つようアドバイスを行いました。 電話や訪問等での相談に応じ、随時アドバイスできました。	80

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
3 親子の健康づくりの推進	(3) 食育の推進	①「食」についての啓発	育児支援事業 母子保健事業	育児支援事業や母子保健事業を通じて栄養の基礎知識の普及や食育を行っています。離乳食時期の調理実習も含め、具体的に調理し、与え方を指導しています。 また、段階的に各乳幼児健診の栄養相談で適切な栄養補給と食育について啓発を行っています。 地域においては、南丹市食生活改善推進員などと連携し、試食体験や調理実習などを開催します。	継続	保健医療課	乳幼児健診においては全参加者に個別栄養相談を実施しています。また離乳食教室、1歳すくすく教室においては、それぞれの月齢に応じた食形態を調理実習やデモンストレーション、展示を交えアドバイスを行い、家庭で即実践いただけるようなプログラムを実施しています。食を通じた子育て、親と子の健やかな食生活を支援しています。 健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発を継続していきます。また機会をとらえて啓発の場を拡大していきます。 減塩、野菜摂取を勧めるため、季節に合わせた健康情報と一緒に食育レシピを年4回発行しています。	パパママ教室では、食事の振り返りや減塩指導を実施しました。事後アンケートより、「食習慣について」「塩分について」見直しが必要だと分かったと答えた参加者はそれぞれ88.9%、94.1%で、食事バランスや家庭の味付けについて振り返るきっかけとなりました。 乳幼児健診では、全員に栄養相談を実施し、個々に合わせた指導を実施しました。また、乳幼児に対する食支援を通して、その保護者自身への啓発にもつながるよう、減塩指導に取り組みました。個々における食に関する課題や、相談は多岐にわたり、個性も高くなっていることにより、今後さらに個々に応じた啓発を行い、全体に浸透を図ることが課題です。 各教室では、感染症予防のため試食は中止したため、味付けや硬さなどを実際に参加者に体験してもらうことができませんでした。 食育レシピは乳幼児健診受診者や教室参加者、健幸アンバサダーなどに年間延べ3,906枚配布し、減塩や野菜摂取の啓発につながりました。活用状況が確認できないことが課題です。	70	
			【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体、ボランティア団体においても、参加者で食事をしたり、食事を作ったりする事業を実施され、「食」についての啓発を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:みんなでごはん(子ども食堂)など ・NPO法人そのべる:子ども食堂など ・コミュニティカフェCocoCan:子ども食堂「な釜」など ・みやま子育てパートナーズよっといで:食生活改善推進員に協力いただく親子クッキング ・すくすくやぎっこ:行事の後に参加者で食事、食生活改善推進員に協力いただく料理教室							
		②離乳期における食の指導の充実	育児支援事業	離乳食教室を実施し、調理実習、だしの試飲、離乳食の試食等を取り入れています。 乳幼児健診や、子育て相談で個別栄養相談を実施し、子ども一人ひとりの成長に応じた食事が摂取でき、「食」を通じて親子の絆を深め安定した子育てができるよう支援しています。	継続	保健医療課	乳児前期健診において、子どもの状態を把握し、全保護者に離乳食についての説明を行います。また第1子の保護者を中心に離乳食教室の参加を促します。 その後、乳幼児健診や子育て相談で保護者の思いを受け止めながら、子どもの状況を確認し、適切なアドバイスを行います。 離乳食教室では、調理実習を交えて、より実践的具体的なアドバイスを子育て面・栄養面から行います。また、毎回アンケート調査を実施し、保護者の理解度やニーズを把握し、参加満足度を下げないように努めます。	乳児前期健診において、すべての保護者に個別で離乳食の説明を実施しました。また、乳幼児健診や子育て相談で離乳食に対する疑問や不安について、個々に合わせた指導を実施しました。 離乳食教室では、感染症予防のため、だしの試飲や離乳食の試食を中止しました。「味を見ることができず残念」との声もあり、実際に離乳食の味付けや硬さを体験するというニーズへの対応ができませんでした。が、個別相談の時間を設け、離乳食に対する思いや悩みを相談できるようにしました。	70	
		③給食などを通じた食に関する指導の充実	学校給食共同調理場管理運営費 公立保育所運営事業 八木中央幼稚園給食事業	保育所では、食べることが生きる力につながる大事なこととしてとらえ、統一の食育計画に基づき、日々の保育を実践しています。 学校では、給食を通して食の大切さを啓発するとともに、各学校の「食に関する指導計画」に基づき、教科等に関連つけた授業等を実施し、給食だより等を通じて食の大切さ等を指導します。 また、給食週間等の啓発期間を設定します。	継続	子育て支援課 学校教育課	(学校教育課) 児童生徒の健康増進を図り、望ましい食習慣を身につけます。 南丹市内4調理場において、「夏バテ予防週間」「風邪予防週間等」等のテーマ給食に取組み、指導の充実を図ります。 (子育て支援課) 乳幼児期に適した給食献立の検討と、規則正しい生活習慣、バランスの良い食事が家庭においても行えるよう、食育だより等を通して啓発していきます。	(学校教育課) 4・5月はコロナ禍による臨時休校で給食を実施しませんでした。給食実施月には南丹市内4調理場において、「夏バテ予防週間」「風邪予防週間等」等のテーマ給食だけでなく、月に一回程度「日本の味めぐり」として各都道府県の郷土料理を献立に取り入れしました。 京都府の事業を活用し、京都府産の牛肉を活用し、京都府の畜産事業についても食育を行いました。 (子育て支援課) 食育だよりを毎月発行し、行事食やいろいろな国の料理を取り入れたバランスのある献立の他、親子クッキング教室を実施し、家庭における食育の理解を深める取り組みを行いました。家庭でも作りやすいメニューを紹介し、家庭の献立づくりにも好評でした。	100 100	

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)		
3 親子の健康づくりの推進	(3) 食育の推進	④家庭における食育の推進	育児支援事業 母子保健事業 健康づくり推進事業	乳児後期健診で保護者の尿中塩分測定を実施し、親子で減塩に取り組めるよう啓発を行っています。 適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、保育所や幼稚園、学校と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組めます。	継続	保健医療課	各教室では、調理実習や展示を交え、より具体的かつ実践的なアドバイスをを行うことで、即家庭で実践できるプログラムを実施します。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も含めて健康的な食生活を送ることができるよう、家庭単位でみた食育推進支援を行っています。 教室などの啓発については、より具体的かつ実践的な内容にすることで家庭生活に生かしていただけるものになります。「弁当の日」実施については、実施前後のアンケートを児童、保護者等にとり、全体の変化だけでなく個々の変化を数値で確認し、その影響力を確認します。	各教室では、家庭でも取り組めるよう、調理実習や展示などにより具体的なアドバイスを実施しました。また、乳幼児健診では、食育レシピの配布や減塩啓発を実施し、家庭全体への食育推進を行いました。	90		
		⑤農業体験などの実施		保育所・幼稚園では野菜づくりや芋掘り等の菜園活動やクッキング等、「楽しく食べることを大切にし、子どもが楽しみながら「食」を体験する多くの機会をつくります。	継続	子育て支援課	子どもたちが、食につながる体験を通して、食に対する理解が深まる取り組みを行います。	魚の解体や農園活動などの体験を通して、食の楽しみ・大切さについて理解する取組みとなりました。普段から食材の納入でお世話になる事業者や地域の方との交流にもつながり、食への関心、興味がより広がりました。	100		
		【参考：民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) ボランティア団体においても、親子で農業体験を行う事業を実施されています。 ・みやま子育てパートナーズよっといで：ブルーベリー摘み、さつまいもほりなど ・すくすくやぎっこ：いちご狩りなど									
		⑥健康づくり推進協会による「弁当の日」の推進	健康づくり推進事業	健康づくり推進協議会構成団体の支援により、市内の小中学校で、生きる力を育む「弁当の日」を実施しています。 各小学校の特色を活かしながら、野菜づくり、調理実習、保存食づくりを実施し、食への感謝、調理力が身につけてきています。今後も地域と学校と連携を取り支援を行いません。	新規	保健医療課 学校教育課	(保健医療課・学校教育課) 実施校の目的に沿って、野菜づくり、献立作成、調理実習、お弁当詰め、後片付けの一連の流れを子ども自身がおこなえる力を、健康づくり推進協議会構成団体の支援を受け取り組んでいます。5年生～6年生の2年間で、児童の調理力の向上のみならず、バランスや色彩を考えた弁当づくりができる力が付いています。また、支援いただいた健康づくり推進協議会構成団体の活性化にも繋がり、健康づくり、生きがいつくりの場にもなっています。 南丹市内全小中学校に「弁当の日」の取組が広がるよう、健康づくり推進協議会や、地域、学校と連携を行います。また、実施されている小中学校においては、引き続き支援を行います。	(保健医療課・学校教育課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各小中学校では調理実習が中止となり、南丹市健康まちづくり推進協議会が支援する取り組みも未実施となりました。継続されている1校においては、家庭科の授業で取り組み、児童が考えたメニューが給食のレシピに展開されました。新たな食育事業として子ども達にコロナ禍だからこそ自身の健康や食生活を振りかえってもらうことを目的に開催した南丹市健康レシピコンテストでは288点(小学生：72点/中学生：216点)もの応募があり、入賞作品から給食のメニューに展開することができ、子どもたちの生きる力に繋がりました。今後も学校や地域と連携を取り支援を行います。	70		
		⑦庁内食育推進委員会による食育推進	健康づくり推進事業	庁内食育推進部会による会議を定期的に行なっています。また、ケーブルテレビ、広報誌を通じて、食育の啓発を幅広く行っています。 また、南丹市食育ロゴマークの利用施設の増加に向けて取り組んでいます。 今後も南丹市健康増進・食育推進計画に基づき、食生活と健康、食文化の継承、風土を活かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発し、食がひとづくり、まちづくりとなるよう推進を図ります。	継続	保健医療課	毎月1回、庁内食育推進委員会による会議を開催しています。CATVや広報なんたんでは、地産地消を基盤として地域の食育の取組や和食文化の継承をテーマに取材し、市民に幅広く啓発をしています。南丹市食育ロゴマークを申請された施設には「ステッカー」を掲げる取り組みも少しずつ広がっています。(現在13施設) CATVや広報、食育キャンペーンを通し、食生活と健康、食文化の継承、風土を生かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発できるよう、取組を進めていきます。今後さらに市内に食育の取組みが広がるよう、庁内でも連携をとっていきます。	庁内食育推進委員会を年2回開催し事業の確認や連携を行うことができました。CATVによる啓発は月1回(年12回)、広報での啓発は年6回実施し、地域の食育の取組や和食文化の継承、地産地消の推進など幅広く啓発することができました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、軽トラ市等での食のイベントが実施できなかったため、今後検討を行い、市民に対して広く食育推進が行えるよう努めます。	80		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
3 親子の健康づくりの推進	(4) 思春期における保健教育の推進	①性教育の推進	母子保健事業	赤ちゃん訪問時に、母親に対し受胎調節指導を行い、性に関すること、生命の大切さ等について知識の普及を図ります。 学校から希望があれば、性教育の教材として赤ちゃん人形等の貸し出しを行います。 各小・中学校の性教育年間計画をもとに、発達段階に合わせ、性に対する意識向上及びその普及推進に努めます。	継続	保健医療課 学校教育課	(保健医療課) 赤ちゃん訪問時に、母に対し受胎調節指導を行い、無計画な妊娠や堕胎の予防に努めています。 学校から希望があれば、教材の貸し出しを行っています。 (学校教育課) 各校で発達段階に合わせた授業・指導を行います。	(保健医療課) パパママ教室や訪問で性や妊娠についての知識の普及啓発を行っています。 学校からの希望があれば、教材の貸し出しや教育を実施しています。 (学校教育課) 各校で発達段階に合わせた授業・指導を行いました。	90 100
		②喫煙・飲酒・薬物に関わせない教育の推進	健康づくり推進事業	未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の害について正しい知識の普及啓発を進めるため、市内の学校で保健所と協力して喫煙・飲酒・薬物に関わせない教育を実施します。 小・中学校への健康アンケートを通じて、子どもたちの現状に関して学校と共有し、啓発します。	継続	保健医療課	市内の全ての高校と、希望がある小中学校に対して、年に1回、防煙教室を実施しています。講師は防煙に取り組むNPO法人、京都府・市の保健師、地区の薬剤師等の関係者が担い、リレートーク式で防煙教育を行うことで、多方面からの指導を行います。また「実際に誘われたらどのように断るのか」など、自分自身に置き換えた場合のワークや、禁煙指導の媒体を使っての体験学習も重視しています。小中学校の体験型防煙教室への理解と協力を求めています。全ての小中学校にて体験型防煙教室の実施ができるよう取り組んでいます。	例年は申し込みのあった市内の高校、中学校、小学校に対して防煙教育を実施しています。令和2年度は申込が3校ありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響で、実施できたのは1校(京都聖カタリナ高校)のみでした。 小・中学校への健康アンケートは例年通り実施しました。子どもの現状を把握して、令和3年度の学校養護教諭との交流会で結果を共有し、対策へ活かしていく予定です。	70
		③乳幼児とのふれあい活動の推進		保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。 また、小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、乳幼児とのふれあいの場を提供し、小・中学生が命の大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を作ります。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。 (子育て支援課) 令和元年度からは、ぼこぼこらふ美山中学校ひろばを月1日開設し、中学生が子育て中の親子と交流し、いのちの大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を設けています。	(学校教育課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、前年度まで行ってきた職場体験学習や赤ちゃんとのふれあい学習等を実施することはできませんでしたが、家庭科等の学習を通じて学びは継続して行うことができました。 (子育て支援課) 令和2年度は同感染症の拡大防止の観点から、美山中学校でのひろばを休止しました。次年度以降は状況等を確認しながら、開設を検討します。	60 0
		④児童生徒の教育相談の推進		児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置しています。	継続	学校教育課	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置して対応します。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連により、京都府によりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の増加措置がとられたため、一層児童生徒の状況に寄り添い、丁寧な対応を行いました。 スクールカウンセラー配置状況 5人 園部小・園部中・八木中・殿田中・美山中学校に各1人 拠点校方式をとっているため、全小中学校への派遣を実現しています。	100
		⑤学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の推進		相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。	継続	学校教育課	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。	保護者の思いに寄り添う視点、対応の方法等、教職員の研修を行いながら、対応することができました。	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	①主任児童委員、民生児童委員との連携	民生委員・児童委員協議会運営事業	市内の親子の様子を把握し、家庭教育の啓発を行うため、様々な機会を通じて主任児童委員、民生児童委員との連携を図ります。関係機関や学校との連携強化により、問題が発生した時には迅速に対応できる体制を確立するほか、継続して要保護児童、要支援児童への個別対応と連携を行います。また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態把握に努めます。	継続	福祉相談課 子育て支援課	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、学校との連携強化のため、子育て講演会、教職員との懇談会、各学校との交流などを実施します。登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活の実態把握に努め、学校現場との連携体制の基盤を構築します。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会の構成に引き続き民生児童委員協議会に参画いただき、実務者会議には各地区主任児童委員に参画いただきます。個別ケースの支援について必要に応じ地域の民生委員・児童委員と連携を図ります。	(福祉相談課) 各町民生児童委員協議会において、十分に新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をとりながら、学校との懇談・連携に取り組みました。また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態の把握に努めました。 一方で、感染症拡大防止のため、講演会や学校行事への参加等、中止・自粛した活動も多く、感染症拡大防止に配慮した活動の進め方を検討していく必要があります。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会実務者会議には4人の主任児童委員に参画いただき、地域の見守りの視点で意見をいただきました。各委員に個別に連携、情報の共有も図ります。	90 100
		②「子どもの人権110番」の周知	いじめ問題対策事業	京都府人権擁護委員連合会の電話相談・メール相談の周知に努めます。いじめ・児童虐待など子どもの人権に関わる問題の解消に努め、広報活動にも努めます。	継続	人権政策課	教育委員会事務局及び市立学校等と連携し、ポスターの掲出など事業の周知徹底を図ります。	人権擁護委員連絡会の電話相談の周知(広報啓発)に取り組みました。9月に南丹市いじめ問題対策連絡協議会において、子どものいじめに関する現状と課題を関係機関と共有しました。	90
		③児童虐待防止についての啓発	地域子育て支援拠点事業 児童虐待防止対策支援事業	保護者が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診等様々な場面・事業において保護者に寄り添います。訪問や健診のほか、地域子育て支援拠点事業を通じて保護者に寄り添い、日常的に支援できる地域でのサービス等についても紹介します。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問等に、育児の支援や給付等のサービス等について紹介します。パパママ教室、出生届出、訪問時、虐待防止のチラシを配布し、知識の普及に努めます。また、前期健診時は、集団指導を通じて、虐待予防の知識の普及を行います。虐待予防の啓発を妊娠届出、乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等で実施していきます。乳幼児期の虐待として、「揺さぶられ症候群」の認知(健やか親子21評価項目)について乳児前期健診で調査し、知っている人100%をめざします。 (子育て支援課) 地域子育て支援拠点事業として実施している「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼこくらぶ」において、日常的な寄り添い支援の中で、虐待の未然防止に努めます。「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼこくらぶ」において、母の悩みや不安を丁寧に吸い上げ、悩みや不安が虐待につながらないように、寄り添い、支援を実施します。また、11月の児童虐待防止推進月間等には、街頭啓発、啓発チラシの全戸配布等を行い、啓発パンフレットを保育所・幼稚園・小中学校等へ配布するなど、啓発を行います。相談電話番号を記載した「SOSカード」を作成し、関係機関等へ配布します。	(保健医療課) 妊娠届出時、パパママ教室時、赤ちゃん訪問時に虐待予防のチラシを配布し、育児不安やしんどさを訴える保護者があれば、関係機関に連携し支援を行いました。妊娠届出時の面接では、丁寧に聞き取りを行い、リスク把握に努めました。乳児前期健診時には、「揺さぶられ症候群を知っているか」のアンケートを調査し、知らない方には啓発しています。「知らない」と答えた方は3人(2%)でした。今後も継続して実施します。 (子育て支援課) 「子育てすこやかセンター」「ぼこぼこくらぶ」内において、指導員、スタッフによる寄り添い支援を実施しました。今後も傾聴など行う中で虐待の未然防止に繋がるよう、支援を行います。11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭啓発は中止し、CATVでの啓発や啓発チラシの全戸配布による啓発を行いました。また、職員用の啓発パンフレットを保育所・幼稚園・小中学校等へ配布しました。あわせて、相談電話番号を記載した「SOSカード」を作成し、子ども用を小中学校で、大人用を各種機関等で配布しました。	100 100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	④関係機関による児童虐待の早期発見		妊娠届時の面接から、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等あらゆる保健事業を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 乳幼児健診未受診者の中で虐待リスクの高い場合がみられることから、未受診家庭の状況を把握するとともに、未受診とならないよう産前産後からの関係づくりに努めます。 また、所属での見守りを実施している保育所・幼稚園、学校と子育て支援課が連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 保健事業の中で虐待がないか注意して関わり、虐待リスクの高い乳幼児健診の未受診者には、次回の訪問の案内を行い健診受診の勧奨を行ないます。2回以上案内した健診未受診者へは、訪問等の対応を実施し、子ども及び保護者の状況把握を行います。 妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」)の登録に関して、早期発見・早期対応のため、児童虐待等にかかる情報共有システム(キントーン)を活用し、関係機関との連携を図ります。必要に応じて開催するケース会議で、的確な状況把握と支援について、関係機関と連携します。要対協代表者会議・同実務者会議を開催し、日ごろから関係機関と顔を合わせ、市内の事象について情報共有を図ります。	(保健医療課) 保健事業の中で虐待の事実、リスクがないか早期発見に努めました。虐待リスクの高い乳幼児健診の未受診者には、電話で健診を勧奨し、それでも未受診の場合は訪問等で子どもや保護者の状況把握を行いました。 乳幼児健診受診者：869人 受診率 乳児前期：89.0%、乳児後期：96.0%、1歳8ヵ月児健診：99.5%、2歳5ヵ月児健診：96.8%、3歳5ヵ月児健診：95.1% (子育て支援課) 令和2年度は公立保育所、幼稚園、小・中学校、市役所関係課以外の関係機関とも情報共有システム(キントーン)での情報連携を進めました。令和3年度には私立幼稚園、私立認定こども園とも情報共有システム(キントーン)で情報連携を行います。情報共有システム(キントーン)での情報連携だけでなく、状況に応じて、直接顔を合わせて話を聞いたり、ケース会議を行いながら、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	100
		⑤児童虐待未然防止の相談体制の充実	発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	子育て支援課に家庭児童相談員による家庭児童相談窓口を設置し、京都府家庭支援総合センターと連携しながら、子どもや家庭の問題に対する適切な支援に努めます。 保健師や栄養士等は、日常業務の中で相談対応を行っています。 子育て発達支援センターに専門職を配置し、発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行う中で、保護者支援を行っています。 また、いずれの相談窓口も、気軽に相談できる「場」であり「人」であることを周知するとともに、専門性の向上と体制の充実を図ります。	継続	子育て支援課 保健医療課 社会福祉課	(子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、電話や来所相談を受けています。市民だけでなく、学校や保育所等からの相談にも対応し、虐待の未然防止、養育支援に努めます。気軽に相談できる場であることを、市の広報媒体を通して知らせていきます。京都府主催の研修には積極的に参加し、スキルアップを図ります。 平成28年度の児童福祉法等改正法により、国、都道府県(児童相談所)、市町村の役割と責務が明確化されたことにより、家庭児童相談に係る専門性の向上と体制の充実を図る必要があります。 市の広報媒体(広報なんたん「福祉とわたし」)を活用するなどし、相談業務を周知します。 (保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等において個別相談を行い、保護者から困り事や悩みを聞き、保護者の不安解消に努め相談対応を行います。保護者が相談できる場として子育て相談を定期的実施し、適宜電話相談等対応していきます。 (社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。	(子育て支援課) ケース対応の質と量の対応強化のため、令和2年度は家庭支援相談員を常勤3人(うち1名は産休・育休)、ひとり親自立支援員を常勤1人配置し、市民だけでなく学校や保育所等からの相談を受け対応しました。また、児童福祉法の改正により、対応職員に義務付けられた研修に令和2年度は1人参加し、知識とスキルの向上に努めました。 (保健医療課) 乳幼児健診を実施し、障がいの早期発見に努めました。支援の必要な子どもは、発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行いました。 また、定期的な保育所・幼稚園等との連携の中で、支援が必要な子どもについて連携を行い、早期に支援を受ける事ができるよう努めました。 (社会福祉課) 発達支援相談事業や電話相談等でやりにくさを抱える保護者の気持ちに寄り添い、育児の思いを聞く等、専門職が発達状況を確認しながら対応できました。今後も保護者のニーズに応じて発達支援や育児支援を行います。	100
		⑥要保護児童対策地域協議会の組織強化	要保護児童対策事業	適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関によるケースの進行管理を定期的実施しています。 今後も保健・医療・福祉・教育などの関係機関と地域との連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、要保護児童対策地域協議会を通じて、具体的な支援を進めます。 また、子ども家庭支援全般に関わる業務と要支援児童及び要保護児童等への支援業務を一体的に行う子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。	継続	子育て支援課	ケースの進行管理のため、児童の所属機関から毎月出席状況等の定期情報を求め、これを基に台帳に整理し、実務者会議を月1回開催しています。 医療機関・医師との連携強化を図るため、地域の基幹病院である京都中部総合医療センターを要対協の構成機関に平成28年度より加えました。 平成29年4月施行の改正児童福祉法で、要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置が義務化されましたが、義務化に先立ち、平成28年4月から保健師を子育て支援課に配置しています。	協議会実務者会議を月1回(年11回予定)開催し、ケースの進行管理を行いました。教育、福祉、医療、保健等の関係機関の方に出席いただき、地域の見守りの視点や医療の視点等、多面的な意見を得て、ケース対応の見直しを行いました。 また、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会調整機関職員に義務付けられた研修に新たに1人参加し、知識とスキルの向上に努めました。	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(2) ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭の相談体制の充実	民生委員・児童委員協議会運営事業	民生児童委員の活動として、各町民生児童委員協議会に担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流やひとり親家庭の現状把握、研修活動などを実施し、地域における相談体制の充実を図っています。 また、母子・父子自立支援員と家庭児童相談員が連携し、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるように相談支援に努めます。	継続	福祉相談課 子育て支援課	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、単位民生児童委員協議会ごとに担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流会の実施し、ひとり親家庭の現状について研修会を開催します。 各町でのひとり親家庭の現状を把握し、ニーズに合わせた支援が行えるよう、日頃の交流会等を通じ、ひとり親家庭との信頼関係を築くとともに、相談体制の充実を図ります。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤でひとり親自立支援員を配置し、電話や来所で相談ができる体制を整えます。	(福祉相談課) 各町民生児童委員協議会において、十分に新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、ひとり親家庭の訪問に取り組みました。また、各種支援金等の申請に係る証明依頼時など、ひとり親との面談機会を有効に活用しながら、担当地区の現状把握に努めました。 令和2年度は母子寡婦福祉会との交流会が実施できませんでした。今後は、感染症拡大防止に配慮した取り組み方を検討する必要があります。 (子育て支援課) 令和2年度は家庭支援相談員を常勤3人(うち1人は産休・育休)、ひとり親自立支援員を常勤1人配置し、電話や来所で相談できる体制を整えました。	90 100
		②ひとり親家庭の就労支援	母子等生活支援事業 (母子家庭等自立支援給付費)	自立に向けた就労支援の一環として、保育所入所への優先基準を設けています。 母子・父子自立支援員が職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。 就職のための資格取得のために自立支援教育訓練交付金、高度職業訓練促進交付金・修了支援給付金の給付事業を実施しています。	継続	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者の就労がしやすくなるように、優先的に希望する保育所に入りやすくなるよう調整しています。 ひとり親の経済的不安定が改善できるよう、入所を優先することで自立を支援します。	就職のための資格取得にかかる制度について問い合わせがあり、説明を行いました。(高等職業訓練にかかる給付金について、令和3年度に2人申請予定)	100
		③ひとり親家庭の経済的負担の軽減	福祉医療費支給事業	各種手当の支給や福祉医療費支給事業により医療費の助成を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。	継続	子育て支援課	児童扶養手当、母子家庭奨学金、ひとり親家庭医療を、国、府、市の制度により実施します。 また、専門的な支援が必要な場合は各関係機関と連携を図ります。	各種制度や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行い、必要な支援を行っています。また、社会福祉協議会の生活困窮者の相談窓口と京都府ひとり親家庭自立支援センターの相談員等と連携を図りながら支援を行います。今後も連携を図り、支援を続けます。	100
	(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	①障がいの早期発見・療育指導の推進		発達の遅れや、その疑いへの気づきの場であるという認識のもとで乳幼児健診を行い、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関につなげます。 保育所・幼稚園、子育て発達支援センター等関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、気持ちを大切に、必要な人には療育利用を勧めます。	継続	保健医療課	乳幼児健診後、必要に応じて発達支援センターの相談や療育教室につなぎます。また発達支援センターとの連携会議を実施し、スムーズな連携ができるよう調整を行います。 障がいの早期発見のため、乳幼児健診を実施します。関係機関との連携会議を実施し、療育指導につなげやすい体制を整えます。	乳幼児健診を実施し、障がいの早期発見に努めました。支援が必要な子どもは、発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行いました。 また、定期的な保育所・幼稚園等との連携の中で、支援が必要な子どもについて連携を行い、早期に支援を受けることができるよう努めました。	100
		②療育支援体制の充実	発達支援センター管理運営事業・児童発達支援事業(つくし園・花ノ木個別療育支援事業)	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しています。	継続	社会福祉課	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しています。 南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センターに委託)では、令和元年10月から重度の発達障がい児を圏域内の専門機関と連携して細かな適切な療育支援を行っています。重度の発達障害児に対して有資格者が構造化1対1指導「TEACCH(ティーチ)プログラム」を限定2人枠で実施しています。	つくし園利用者は実人数53人、延べ人数1744人。療育待機者はなく、関係機関と連携会議を3回/年行いながら実施できました。 花ノ木医療福祉センター個別療育利用者は実人数2人、延べ人数79人。つくし園や就園先とも調整を行いながら連携して支援しました。	100
		③専門的育児支援の充実	発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	子育て発達支援センターに心理士、作業療法士といった専門職を配置し、早期発見・早期療育を推進しているほか、南丹圏域の花ノ木医療福祉センターとも連携を密にし、対応しています。 また、定期健診時の相談や、保育所・幼稚園への巡回・学校訪問も実施しています。	継続	社会福祉課	発達支援相談事業は、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。 保育所・幼稚園・小中学校の巡回相談や医療紹介等連携を行い、成長発達を促します。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる4~5月の緊急事態宣言期間中も相談ニーズの高いケースにおいては、感染対策を行いながら、発達支援及び育児支援を行いました。引き続き、子どもの成長発達全般を相談できる場として、発達支援相談事業を実施していきます。 保育所・幼稚園・小中学校巡回訪問も時期を延期にしながらもすべての園・小・中学校と連携実施しました。子どもの発達状況に合わせて、医療紹介を行ったり、福祉サービスへの利用のつなぎも行いました。	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	④相談体制の充実	基幹相談支援センター等機能強化事業 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	社会福祉課内に相談専門員を配置し、特別支援学校や福祉機関と連携しています。子育て発達支援センターで実施している相談業務の中でも対応しています。	継続	社会福祉課	社会福祉課内に相談支援専門員を3名配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を果たします。 また、発達支援センターの発達支援相談事業では、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。 障がい者やその家族、管内相談支援事業所等からの相談に応じ、関係機関との連携の下、必要な助言や情報提供を行うことにより障がい者が自立した日常生活・社会生活を送れるよう、総合的・継続的に支援します。	社会福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置し、3人の相談員体制で当事者・家族等からの相談に応じ、情報提供・助言を行うなど、総合的かつ継続的に支援を行いました。発達支援相談事業では、医師・心理士・作業療法士から保護者へ発達状況を伝え、成長発達を促す関わりのアドバイスを行うことができました。今後も相談体制の充実を図ります。	100
		⑤障がい児保育の充実		きめ細かな保育を実施できるよう、保育士の加配を行います。	継続	子育て支援課	園児の発達に応じて関係機関が連携し、乳児期からの発達状況を勘案して保育を実施するため、保育士の加配が必要な場合は配置します。今後も継続して園児の成長に応じた保育を実施します。	支援が必要な児童が増加しており、担任以外の加配保育士を配置しました。 加配を必要とする児童70人(うち手帳保有者4人)	70
		⑥特別支援教育の充実	特別支援教育推進事業	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る研修を通年で実施し、指導者の資質向上を図ります。	継続	学校教育課	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通級指導教室を継続実施するとともに、特別支援教育に係る講座を通年で開催し、指導者の資質向上を図ります。	市内小・中学校にそれぞれ特別支援教育支援員を配置し、通常学級の中で支援が必要な児童生徒の学びを支えるため、きめ細かな配慮を行いました。	100
		⑦放課後における過ごし方の支援	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童については、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどで放課後における過ごし方を支援します。 放課後児童クラブでは、障がい等で支援が必要な子どもが安心して放課後を過ごせる場となっているかに視点を置き、必要に応じて受け入れを行っています。 集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題となっています。 今後も引き続き、受け入れ体制を確保しながら、支援が必要な子どもへの対応に関する支援員研修の充実を図ります。	継続	社会教育課	支援が必要な子どもへの対応が行えるよう認定支援員研修を計画的に受講し、受け入れ体制を確保します。 5年間に全ての支援員が受講できるようにします。	認定支援員研修受講資格を満たしている者は、全員受講することができました。また、受講資格を満たさないために受講できない者は、京都府から受講奨励されている子育て支援員養成講座を順次受講することができました。	80
		⑧交流機会の充実		青少年活動事業では、障がいのある子ども等との交流やボランティアをはじめ地域とのふれあいを高めるため、事業を推進します。	継続	社会教育課	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会への参加するとともに、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座を実施します。 障がい者の社会参加と成人講座へのボランティアの参画を進めていきます。	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会への参加はできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座は実施できませんでした。 高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。 引き続きボランティアの参画を進めていきます。	50
		⑨医療費の助成	福祉医療費支給事業	福祉医療費支給事業により、医療費の助成を行い、障がいのある子どもがいる家庭の経済的な負担を軽減します。	継続	社会福祉課	福祉医療費支給事業は医療費の自己負担分を給付。対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援します。	医療費の自己負担分の適正な給付により、対象者が安心して必要な医療を受けられるよう支援ができました。	100
		⑩外国につながるの児童への支援		言葉や習慣の違いのある外国につながるの児童やその保護者が安心して暮らせるよう、教育・保育サービス等の円滑な利用の推進等に努めます。	新規	子育て支援課	家庭児童支援相談員とひとり親自立支援員が中心となり、随時、外国につながるの児童やその保護者の支援を行います。 必要に応じて南丹市国際交流協会と連携しながら、対応します。	家庭児童支援相談員とひとり親自立支援員が中心となり、随時、外国につながるの児童やその保護者の支援を行いました。	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(4) 子育て家庭への経済的負担の軽減	①子どもの医療費の助成	京都子育て支援医療費助成事業 すこやか子育て医療費助成事業	子育て支援医療費の助成は、0歳から中学校卒業までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を医療機関等で受給者証を提示する方法で助成します。 すこやか子育て医療費の助成は、16歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を償還払いにより助成します。	継続	子育て支援課	子育て支援医療費 0歳から中学校卒業までの子どもを対象に入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を助成します。受給者証を医療機関の窓口で提示していただくことにより1カ月1医療機関200円の負担で医療が受けられます。 医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長に寄与するとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。 すこやか子育て医療費 高等学校入学から18歳到達後最初の3月31日までの児童又は高校生の場合は19歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を1カ月1医療機関につき800円の一部負担金を差し引いて助成します。児童を育てる保護者に医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長を願うとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。	子育て支援医療費 適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減し、子どもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。 受給者数(令和3年3月末) 府制度3,207人 市制度2,709人 すこやか子育て医療費 申請に基づき適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減し子どもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。 受給者数1,410人(令和3年3月末)	100
		②子育て手当の支給	子育て手当支給事業	南丹市居住者で、5歳未満の児童を養育している人に、申請により手当を支給します。	継続	子育て支援課	月額第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以降5,000円を年2回(9月末と3月末)に支給しています。	9月定期払で受給者数 797人(対象児童 953人)に支給しました。 3月定期払で受給者数 768人(対象児童 926人)に支給しました。	100
		③子宝祝金の支給	子宝祝金事業	南丹市居住者で、児童を出産、養育する保護者に対し、申請により祝金を支給します。	継続	子育て支援課	平成30年度より制度を拡充し、第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給しています。	160人に支給しました。 (第1子65人、第2子64人、第3子以降31人)	100
		④入学祝金の支給	入学祝金支給事業	南丹市居住者で、小・中学校に入学する児童を養育している人に、申請により祝金を支給します。	継続	子育て支援課	小学校入学30,000円、中学校入学40,000円を支給しています。	小学生232人、中学生253人分を支給しました。	100
		⑤児童手当の支給	児童手当支給事業	中学校修了までの児童を養育している人について、申請により手当を支給します。なお、児童が施設入所している場合を除きます。	継続	子育て支援課	国の制度により実施 0~3歳未満の児童：1人につき月額15,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第1子または第2子：1人につき月額10,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第3子以降：1人につき月額15,000円、中学生：1人につき月額10,000円、所得制限限度額を超過する方は1人につき月額5,000円を支給しています。 児童を養育している保護者の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童のすこやかな成長に寄与します。	受給者数1,608人(対象児童2,867人)に支給しました。(令和3年2月定期払)	100
		⑥児童扶養手当の支給	児童扶養手当支給事業	18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。 なお、児童が施設入所している場合や公的年金等の受給により、手当を受給できない場合があります。	継続	子育て支援課	国の制度により実施 (全部支給)月額43,160円、(一部支給)43,150円~10,180円。※所得による 2人目(全額支給)月額10,190円加算、(一部支給)月額10,180円~5,100円の範囲額加算 3人目以降(全額支給)月額6,110円加算(一部支給)月額6,100円~3,060円の範囲額がそれぞれ1人増えるごとに加算※所得による 必要な時には府・国の助言を仰ぎ、適切に申請受付・交付業務を行います。	受給者数182人(母子171人・父子11人)に支給しました。(令和3年3月定期払)	100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(4) 子育て家庭への経済的負担の軽減	⑦特別児童扶養手当の支給		心身に障がいがある20歳未満の児童を養育・介護されている方に手当を支給します。随時受付し、京都府が決定します。児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられる場合、児童福祉施設などに入所している場合を除きます。	継続	社会福祉課	年3回(4・8・12月)府が手当を支給しています。市が随時受付・進達し、府が支給決定しています。障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できるようにするものです。 ※市の業務は受付・進達であり、支給・決定は府の業務です。	適正な受付・進達事務を行うことで、対象家庭を経済的に支援することができました。(対象者数109人、内受給者数108人)	100
		⑧不妊治療費の助成	不妊治療費給付事業	子どもを希望しながら不妊症のために子どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担を軽減するために不妊治療に要する費用の一部を助成します。	継続	保健医療課	子どもを希望しながらも恵まれず、不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療：一般不妊治療、人工授精 不育治療：不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望するがに必要な治療を受けやすくします。	不妊治療を受けている夫婦(事実婚含む)に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 一般不妊治療助成 申請延べ件数：50件 (うち人工授精実施件数12件) 申請者実人数30人(うち男性1人) 申請者のうち妊娠した方は、10人 不育症治療助成 申請延べ件数：1件、申請実件数：1件	100
		⑨要保護・準要保護児童生徒援助費の支給	就学援助事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	継続	学校教育課	入学説明会で制度の案内を行うほか、給食費や諸費の集金が滞りがちな様子が見受けられた場合に、制度の説明をする等、必要な方に必要な制度を受けてもらえるように体制を整えています。	入学説明会、年度当初の周知だけではなく、給食費の滞納徴収とあわせて制度の案内を行いました。	80
		⑩特別支援教育就学奨励費の支給		特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	継続	学校教育課	特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者が支給対象であることから、学校で対象者に個別に案内し、受給を促します。	学校と連携し、対象者について漏れなく対応しました。	100
	(5) 家庭生活を支援する体制づくりの推進	①子どもの居場所の提供	第三の居場所運営管理事業	家庭生活の支援が必要な子どもを発見するとともに、子どもたちが安心して生活し、生活習慣、学習習慣、社会のルールを身につける家でも学校でもない子どもの居場所を提供します。	新規	子育て支援課	令和2年10月に南丹市子ども家庭サポートセンター「Ruri」を開設し、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所を提供し、生活習慣、学習習慣、社会のルールを身につけるための事業を実施します。	令和2年10月に南丹市子ども家庭サポートセンター「Ruri」を開設しました。安心して過ごせる居場所を提供し、3人の小中学生が利用しました。スタッフとともに食事の準備や後片付け、掃除などの日常生活のスキルを身につけることや学習習慣や社会のルールの定着を目的として、居場所での日々の生活を過ごしたり、体験活動を実施したりしました。今後も引き続き、支援が必要な子どもたちが利用できるよう、関係する組織や団体と連携し、利用を促していきます。	50
		②支援が必要な家庭の気づきの体制づくり		南丹市子どもの貧困対策推進計画に基づき、支援が必要な家庭を発見し、支援する仕組みを作ります。子ども・保護者・家庭への一体的となった支援を行います。	新規	子育て支援課	令和2年3月に「南丹市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定しました。計画に基づき、社会福祉協議会やNPO法人等と連携しながら、支援が必要な家庭の気づきの体制を構築します。	コロナ禍における団体活動について、社会福祉協議会やNPO法人等にアンケート調査を行い、コロナ禍における家庭生活の変化について検証しました。今後は庁内連携組織及び地域応援ネットワーク会議を構築し、関係課及び関係団体が連携する体制を整えます。	50

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 子どもの遊び場の確保	①公園の整備	都市公園管理費	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備について、都市計画決定を行ったすべての都市公園の整備は完了しています。子どもたちの日常生活上の遊び場として、公園の出入口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	継続	都市計画課	都市公園等の施設、樹木、雑木草等の維持管理業務を行います。また、公園パトロールを実施して公園の安全管理に努めています。良好な都市環境を維持します。園部公園については、再整備について検討を行います。	植栽の手入れ、除草などの維持管理や毎月定期的に遊具などを点検して公園施設の安全管理を行い、誰もが安心して利用できる公園づくりを行いました。また、安全管理上、修繕等が必要な箇所については、順次修繕等を行い維持管理に努めることとしています。園部城址公園再整備プロジェクトを立ち上げ、プロジェクト会議で公園再整備の方向性を検討しました。	100	
		②学校施設、社会教育施設の活用		生涯学習の場、スポーツ活動の場としての活用とともに子どもの居場所としての活用を進めます。	継続	社会教育課	各小学校、中学校の体育館等を開放し、親子等でスポーツを楽しむ機会の確保を図ります。利用できる施設等の情報を提供します。	各小学校、中学校のグラウンドや体育館など多くの施設を開放し、スポーツ協会及び競技団体と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業を実施しました。事前申込や参加料が不要な種目が多いのですが参加者数が低迷しており、確実に参加者を確保する手立てや、気軽に参加できる雰囲気づくりと、広報活動が課題です。	80	
		③保育施設の活用		園庭開放により未就園児との交流を図り、子育て相談事業等を計画的に実施します。	継続	子育て支援課	八木中央幼児学園において、月1回園庭を開放し、6カ月以上の未就園児との交流を行っています。開放日を広報に掲載し、参加希望者を募ります。また、園部幼稚園、みやま保育所でも年数回、園庭を開放します。	八木中央幼児学園では例年6月から年6回開催していましたが、コロナ禍により令和2度は実施を見送りました。保護者同士の情報交換の場や、子育て相談の機会にもなるため、状況を見ながら、令和3年度以降再開を検討します。園部幼稚園・すこやか学園は、年1回就園前対象に開催しました。すこやか学園は毎週水曜日を子育て相談日と位置づけ、保護者の不安に寄り添う場となりました。みやま保育所では、年に数回園開放や子育て相談も実施していましたが、令和2年度は実施を見送りました。	70	
	(2) 交通安全対策の充実	①交通安全教育の推進			南丹警察署と連携し、保育所・幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。また、学校においては自主防犯ボランティアである「見守り隊」による地域・保護者と連携した登下校時の見守りを実施します。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 南丹警察署と連携し、幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。	(学校教育課) 南丹警察署と連携し、幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図りました。「交通安全プログラム」を活用して通学路のハード面の整備を進めました。	100
								(子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園において幼児期から交通安全に対する知識を深めるため、毎年南丹警察署の協力を得て交通安全教室を実施しています。今後も継続的に実施し、保護者だけでなく、子ども自らも安全に対する意識を高めていける機会とします。	(子育て支援課) 南丹警察署と連携し、 保育所・幼稚園 において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図りました。	100
<p>【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) ボランティア団体においても、南丹警察署と連携した事業を実施され、交通安全教育の推進を行っていただいております。 ・よっといで:夏まつりで交通安全教室を実施、パトカー、白バイの乗車体験など</p>										

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(2) 交通安全対策の充実	②地域の見守りの強化	交通指導員会運営費	子どもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施します。また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、子どもの安全対策を進めます。	継続	危機管理対策室	小中学校の通学時等における交通指導を毎月1日と15日に行います。	年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響により、交通指導員の立哨を中止としておりましたが、感染予防対策を講じたうえで、市内各小中学校と授業の再開日等の情報を共有しながら交通指導員等による通学路の安全確保を実施しました。また、交通指導員の立哨箇所については、通学路や通学方法に対応した配置を行いました。	80
		③危険箇所の点検		PTAや地域などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。内容に応じて、庁内で課題や要望を共有します。	継続	学校教育課	PTAや地域・教育委員会などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。内容に応じて、庁内で課題や要望を共有しました。	南丹市通学路交通安全プログラムに基づき、11月に危険箇所について関係機関の連携を図るため、「南丹市通学路交通安全対策推進会議」を実施しました。対策可能な危険箇所については改善等を行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表は随時更新し、市ホームページで公表しました。	100
		④安全な道路環境づくりの推進	道路新設改良事業	市道木崎小桜線（内林町交差点から本町交差点）で延長560m区間の歩道拡幅を行います。 ※平成30年度着手、令和4年度完成予定	継続	道路河川課	市道木崎小桜線（内林町交差点から本町交差点）で延長560m区間の歩道拡幅を行い、歩行者の安全を確保します。	市道木崎小桜線（内林町交差点から本町交差点）のうち令和2年度において延長60mの歩道拡幅工事を実施しました。	10
	(3) 子どもの安全対策の充実	①犯罪のおこりにくい環境の整備		南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促します。また、安全帽や防犯ブザー・防犯鈴を配布します。保育所・幼稚園は保護者の送迎を基本とし、小・中学校登下校時は地域や関係機関等と協力しながら見守りを実施します	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 保護者へ啓発し、「子ども安心メール」による不審者情報を配信し、情報提供を行います。南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りを実施します。新小学1年生・新入園児へは4月に安全帽を配布します。新小学1年生には4月に防犯ブザー・防犯鈴を配布します。 (子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園では保育時間等に不審者が敷地内に侵入してきた場合に備えて、権を各保育所・幼稚園に配置しています。侵入者が園舎に入ってきた場合の対応が定められています。年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。地域の関連機関が連携し、子どもの安全確保に努めます。	(学校教育課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りをお世話になり、児童生徒の安全確保に努めました。新入園児に安全帽を配布しました。新小学1年生には、安全帽・防犯ブザー・防犯鈴を配布しました。 (子育て支援課) 保育所・幼稚園では、毎年4月当初に、子ども安心メール登録を行い、有事の際には保護者との連携ができるように体制を整えています。また、南丹警察署の協力を得ながら不審者侵入を想定した訓練を実施し、職員の意識を高めています。	100
			②地域ぐるみの防犯体制づくり		警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「こども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めるとともに、地域住民や子どもに「こども110番の家」の周知を図ります。	継続	学校教育課	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「こども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めました。

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(3) 子どもの安全対策の充実	③情報伝達体制の確立		地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めます。「子ども安心メール」の配信や学校・関係機関への情報提供を行います。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府内の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。 (子育て支援課) 年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。毎年啓発することで、子ども安心メールへの登録への意識を高め、保護者への迅速な情報提供ができるようにします。	(学校教育課) 保護者への啓発、「子ども安心メール」の配信や情報提供を行い、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。 (子育て支援課) 保育所・幼稚園では、毎年4月当初に、子ども安心メール登録を行い、有事の際には保護者との連携ができるように体制を整えています。	100
		④防犯・安全教育の推進と安全管理		防犯教室の開催や警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取り組みを実施します。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 各学校において防犯教室の開催や、警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取り組みを実施します。 (子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園では子どものころから防犯、避難訓練に対して意識させるため保育時間等に地震や火災発生を想定した避難訓練を実施しています。災害から身の危険を守ることを幼少期から意識することで、とっさの時に指示に従い、落ち着いて行動できるよう、継続して訓練を実施します。	(学校教育課) 児童生徒の発達段階に応じて、警察等関係機関と連携し、防犯教育や安全教育を実施しました。また、各校において作成している安全計画・防災計画に基づき、避難訓練等を実施し、課題を明らかにしながら児童生徒の安全・安心な環境づくりを実施しました。 (子育て支援課) 保育所・幼稚園では、南丹警察署の協力を得て、職員を対象にした不法侵入を想定した訓練や各保育所・幼稚園で不審者侵入を想定した訓練を実施し、職員の意識を高めています。また、自然災害も含め毎月防犯・防災訓練を実施しています。	100
<p>【参考：民間団体、ボランティア団体での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、令和2年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、災害時対応の講習を実施され、安全教育の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:災害時対応の講習、ハザードマップの配布など</p>									

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和2年度実績)

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和2年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(4) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	①公共施設などのバリアフリー整備		公共施設に設置している育児支援設備(ベビーベッド、ベビーキープ等)の日常点検、定期点検を行います。設備の状態や設置後の年数を踏まえながら、育児支援設備の更新も検討します。	継続	子育て支援課	平成23年3月に公共施設に育児支援設備を設置済。日常点検、定期点検を行います。	公共施設に設置した育児支援設備(ベビーベッド、ベビーキープ等)を職員で点検しました。令和3年度は専門業者による定期点検を行います。	100
		②雇用の創出と若い世代への就職支援	ものづくり産業雇用支援助成事業 創業支援事業	子育て家庭等の生活基盤の安定と定住を促進するため、京都府や民間企業と連携しながら積極的に企業誘致に努め、新たな環境や産業の雇用の創出を図ります。また、ハローワークやジョブパークと連携し、子育て家庭への就職のマッチングに重点を置くとともに、就職のしやすい環境づくりを進めます。	継続	商工課	ハローワークや京都ジョブパーク等と連携し、これら関係機関が開催するセミナーの周知等、若者の就職につながる啓発を行います。また、地域の人材や活力を生かした経済発展を促すため、商工会等が行う起業支援や商工業者への取り組みを支援します。	新型コロナの影響で就職に係るセミナーの開催ができませんでしたが、新規誘致企業及びハローワークと連携し、個別の就職支援を行いました。創業意識の高まりを受け、商工会と連携し、創業セミナーを実施し、15人の特定創業者を育成しました。	60
		③賑わいと安心の生活環境づくり	商店街活性化推進交付金事業 園部城まつり実行委員会補助金事業	子育て家庭の消費意欲が高まり安心して買物ができる安心安全で賑わいのある商店街づくりを進めます。また、定期的な商業イベント等の開催により子育て 家庭同士が出会い、つながることのできる場を創出します。	継続	商工課	商店街活性化推進交付事業(誇りと絆の賑わい商店街づくり事業)による商店街事業者の連携により、様々な年層の市民が買い物しやすい環境づくりをめざします。また、商業イベントを定期的に活性化し、家庭同士のつながりの場を提供します。	誇りと絆の賑わい商店街づくり事業により、商店街が抽選会を開催し、多くの買い物客で賑いました。コロナ禍で入場制限をかけながら実施した「園部城まつり」では、多くの子育て家庭が会場に訪れ、会場でふれあう姿が多くみられました。	80
		④若者定住施策の充実	定住促進事業 (Uターン者住宅購入等支援事業) (子育て応援住宅支援事業) (地域連携型住宅整備事業)	南丹市定住促進アクションプランに基づき、子育て世帯などの定住促進に取り組みます。Uターンする子育て世帯への支援、多子世帯や三世帯同居・近居を始める世帯への支援など、子育て世代など若い世代にターゲットを絞り込んだ施策を推進します。また、空き家・空き店舗を活用し、お試し住宅・シェアオフィスといった複合的な機能を持つ定住促進拠点施設を整備する地域団体の支援などにより、若い世代が地域とつながりながら定住するための基盤を整備します。	継続	地域振興課	市内での永住又は5年以上にわたって居住する意思を持ち、満18歳未満の家族とともに転入した転入者に対して南丹市Uターン者住宅購入支援商品券交付要綱に基づき商品券を交付することにより、定住促進を図ります。また、多子世帯で居住又は三世帯同居・近居するために必要な改修に対し補助金を交付し、子育て世帯に対する経済的負担や育児負担の軽減及び三世帯同居又は三世帯近居による世代間支援の促進し、定住促進を図ります。ほかに、地域団体の企画立案により、整備、運営される、お試し住宅及び定住促進の拠点としての機能を果たす施設の整備に対し補助金を交付し、空き家の活用による地域の定住促進を図ります。 令和2年度：転入者が転出者を上回る転入超過状態。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 転入者1,228人、転出者1,141人 Uターン者住宅購入等支援商品券交付件数 令和2年度6件 子育て応援住宅支援事業補助金交付件数 令和2年度3件 地域定住促進拠点施設整備事業補助金交付件数 令和2年度0件 転入超過となるよう、今後も定住促進を図ります。	50
		⑤定住促進に向けた情報の発信	定住促進事業 (定住促進サポートセンター運営事業)	若者や子育て世帯の定住促進に向けて、市ホームページの移住・定住支援サイト「なんくら」や広報紙などを活用し、住まいに関する情報や起業につながる情報などを発信します。また、地域の紹介や情報を発信する、集落の教科書などの地域情報発信ツールづくりを推奨します。常に新たな情報が発信できるよう、情報などの管理体制を整えます。	継続	地域振興課	平成27年9月に定住促進の拠点施設として、旧五ヶ荘小学校内に設立した「南丹市定住促進サポートセンター」を平成30年度から日吉支所内に移転し、定住促進につながる情報発信、移住相談を実施しています。目標相談件数年間300件。また、南丹市定住促進サイト「なんくら」から情報発信をします。	定住促進サポートセンターを運営し、移住相談を実施しました。相談件数718件、マッチング54件、登録件数50戸。南丹市定住促進ホームページ「なんくら」による情報発信を行い、充実を図っています。南丹市定住ガイドブック「なんくら」を作成し、施策や制度内容等の周知を行いました。	100